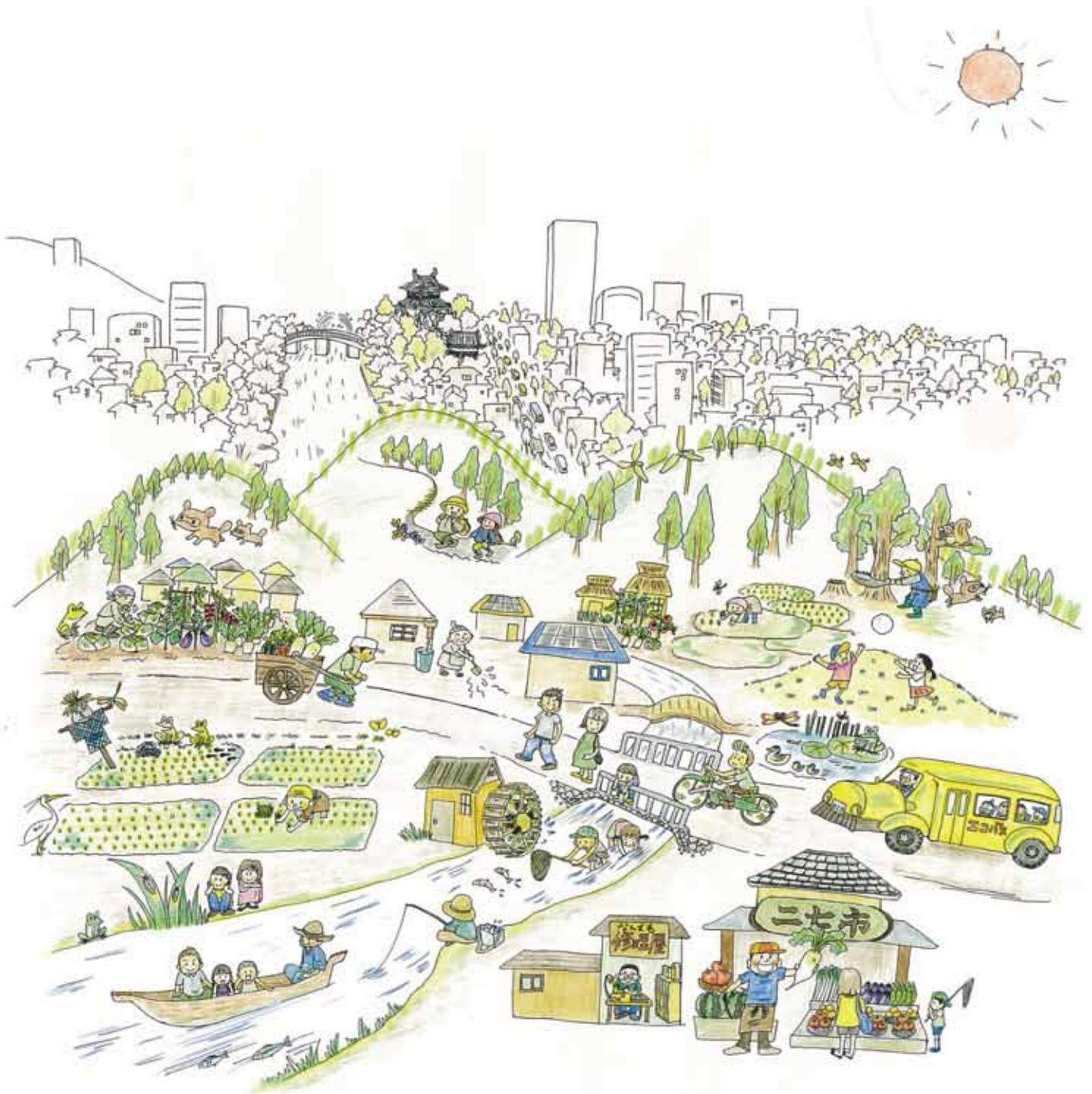


# 岡崎市環境基本計画



平成27年3月  
岡崎市



## 市長あいさつ



本市は、平成11年3月に「自然にふれあい、魅力的な自由時間を過ごせる『環境共生都市 岡崎』」を望ましい環境像（ビジョン）とした環境基本計画を策定し、以来、様々な環境施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。平成21年3月には、環境問題は市民・事業者の協力なくして解決することはできないとの考えのもと、市民を主体とした「環境まちづくり市民会議」と協働し、計画の改定を行いました。これにより、本市の環境基本計画の特徴である「市民協働プロジェクト」が盛り込まれ、その草の根的な実践と市民の皆様方のご協力により、環境への取り組みが一歩ずつ進められ、一定の成果を挙げています。

一方で、地球温暖化や生物多様性の損失などの地球規模の環境問題は、その進行を一時も止めることなく、私たちの生活に直接的・間接的に影響を与えています。このような状況の中で、将来世代が引き続き自然からの恵みを享受しつつ発展していくためには、人間と自然が共存できる持続可能な社会の構築が急務となっています。また、この計画もその改定から5年が経過し、刻々と変化する社会情勢や環境問題の変化に対応する必要性が次第に顕在化し、市民協働プロジェクトについても、外的要因の変化などに柔軟な対応を求められる状況となってきました。

そこで、このたび、これらの社会情勢の変化などを踏まえ、「環境共生都市 岡崎」の実現のための見直しを行い、目標年度（平成32年）までの仕上げとなる計画を策定しました。

今回の見直しでは、市の施策について、既に達成したもの・成果を持続させるもの・新たに発展させるべきものを整理するとともに、市民協働プロジェクトの進捗状況や実現性、より実効性のあるプロジェクトへの絞り込みなどを実施主体である市民会議の委員とともに改めて検討し、柔軟な対応ができるようにまとめました。

これからも、次世代を担う子どもたちが、岡崎に生まれたことを喜び、誇りに思える「夢ある次の新しい岡崎」を築き、誰もが、訪れたい、住んでみたいと思うまちづくりを目指してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、ご協力を賜りました「岡崎市環境審議会」並びに「岡崎市環境まちづくり市民会議」の委員を始めとする多くの皆様方に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

岡崎市 内田 康宏

## 目 次

### 第1章 岡崎市の環境基本計画とは～計画の基本的考え方～

第1節 計画の目的	2
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 対象とする範囲（計画の対象範囲）	3
第5節 計画の基本方針	4
第6節 計画の基本構成	5
参 考 計画改定に至るながれ	6

### 第2章 望ましい環境像（ビジョン）・環境目標と施策

第1節 望ましい環境像（ビジョン）	10
第2節 環境目標	11
第3節 施策の体系	17
第4節 環境目標を達成するための施策	18

### 第3章 市民・事業者・行政協働プロジェクト

第1節 市民協働プロジェクトの位置づけ	34
第2節 分野別ビジョン	35
第3節 市民協働プロジェクトの進捗状況と今後の方向性	36
第4節 問題解決とビジョン実現のための後期重点市民協働プロジェクト	43
第5節 市民協働プロジェクトと環境目標	54

### 第4章 計画の推進体制と進行管理

第1節 計画推進の考え方	56
第2節 進行管理システム	57
第3節 計画の推進体制	58

### 資料編

資料1 岡崎市の環境の現状	60
資料2 岡崎市環境基本条例	66
資料3 改定までの足跡	70
資料4 環境審議会委員名簿	74
資料5 岡崎市環境まちづくり市民会議	74
資料6 環境等用語集	75



# 第 1 章

---

## 岡崎市の環境基本計画とは ～計画の基本的考え方～

---

- 第 1 節 計画の目的
- 第 2 節 計画の位置づけ
- 第 3 節 計画の期間
- 第 4 節 対象とする範囲(計画の対象範囲)
- 第 5 節 計画の基本方針
- 第 6 節 計画の基本構成
- 参 考 計画改定に至るながれ

## 第1節. 計画の目的

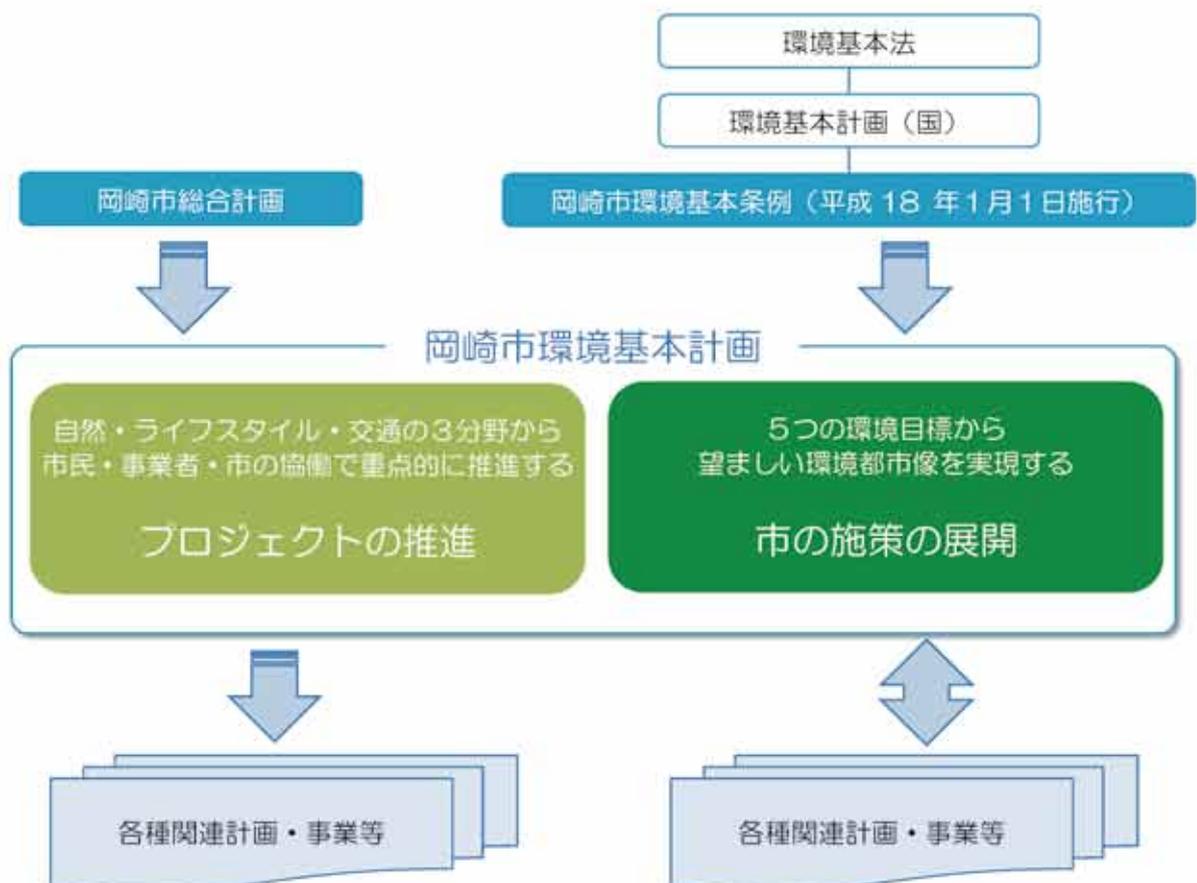
私たちは誰もが、環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な社会の下で健康で安全、安心かつ文化的な生活を営む権利を有しています。一方で、こうした環境を守り、育み、将来世代へ引き継ぐ責務を担っています。

岡崎市環境基本計画は、本市のかけがえのない地域の自然環境と特性を活かした社会経済活動との調和を図りながら、これまで以上に環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、必要な環境将来像（ビジョン）や環境施策（市の施策及び市民協働プロジェクト）を定め、市民や事業者、市がパートナーシップ（協働）を形成しながら環境政策を推進することを目的としています。

## 第2節. 計画の位置づけ

岡崎市環境基本計画は、岡崎市基本構想を踏まえ岡崎市総合計画を環境面から補完しながら、市の将来環境について長期的、総合的な施策と行動を策定する環境面での総合計画として位置づけ、岡崎市環境基本条例第10条に基づき策定しています。

市の将来環境を形成していく環境施策の基本となる計画であることから、環境に影響を及ぼす各種計画及び施策を立案・実施するに当たっては、本計画との整合を図るものとします。



### 第3節. 計画の期間



本計画は、平成32年度（2020年度）の岡崎の環境のあるべき姿を望ましい環境像（ビジョン）と5つの環境目標に示した上で、その実現に向けて取り組むべき施策の方向性を提示します。2回の改定を経た本計画は最終段階となり、目標年度（平成32年度）までには、新たな環境基本計画を策定します。

### 第4節. 対象とする範囲（計画の対象範囲）

#### ○地域の範囲

本市全域を対象範囲としますが、環境の影響については広く地球環境まで視野に入れます。

#### ○推進主体の範囲

市民	市内に在住、在勤、在学する方（市民活動団体等を含む。）
事業者	市内で事業活動を行っている企業や組合、自営業者
行政	市民協働プロジェクトでは、本市のみならず、県や国とも調整

#### ○対象とする範囲

##### 自然環境

生物種やその生息・生育環境の保全を目的に、地象、水象、動植物に関する環境要素を対象とします。

- 野生動植物、河川（水辺）、農地、森林等

##### 快適環境

快適な生活空間の形成を目的に、歴史的資産、景観等に関する環境要素を対象とします。

- 景観、歴史、文化的環境等

##### 生活環境

健全な生活環境の形成を目的に、大気や水質など主に生活に関する環境要素を対象とします。

- 廃棄物、化学物質、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地下水汚染等

##### 地球環境

地球環境問題への取り組みを検討していくことを目的に、資源エネルギーやリサイクル等に関する環境要素を対象とします。

- 地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、世界の森林の減少等

本計画は、上記の環境分野を総合的に捉えるとともに、市民、事業者、行政が連携して、環境保全と創造を推進するため、環境教育、環境学習、環境保全活動等も環境分野と捉えます。

## 第5節. 計画の基本方針

岡崎市環境基本計画では、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境について考え、環境保全や環境にやさしいライフスタイルの実践と環境との共生を実現していくために、環境基本計画の方針を次のように定めています。

〃 市民、事業者、市が一体となり、  
良好な環境を将来に継承する。 〃

〃 市民、事業者、市が一体となり、  
環境にやさしいライフスタイルを  
確立する。 〃

なお、本計画の理念等については、平成18年1月1日に施行された岡崎市環境基本条例（本計画66ページ～）に沿っています。



## 第6節. 計画の基本構成

岡崎市の環境基本計画は、望ましい環境像（ビジョン）と環境目標を達成するために、行政を中心とした施策と市民自らが計画・実践する市民協働プロジェクトが2本の柱となっています。これは、他ではあまり見られない特徴的な構成です。

### 第1章 岡崎市の環境基本計画とは～計画の基本的考え方～

目的や期間、他の計画や条例との関係を紹介……

環境基本法、環境基本計画（国）、愛知県環境基本条例、岡崎市総合計画、岡崎市環境基本条例等

## 第2章

### 第1節 望ましい環境像（ビジョン）

#### 総合ビジョン

自然とふれあい、魅力的な自由時間をすごせる  
**「環境共生都市 岡崎」**  
 ～エコライフ、エコシティ 岡崎～

### 第2章 望ましい環境像、環境目標と施策

#### 第2節 環境目標

- 5つの環境目標と背景の課題
- ・水と緑豊かな自然とふれあえるまちに
  - ・良好な生活環境が確保されるまちに
  - ・歴史と文化を育む風格あるまちに
  - ・地球環境に配慮するまちに
  - ・環境を考え実践するまちに

#### 第3節 施策の体系

#### 第4節 環境目標を達成するための施策

市の行政責任として実行される施策  
 現状、問題点等は、平成10年度の計画策定時に  
 確認されたものを含む。

### 第3章 市民・事業者・行政協働プロジェクト

#### 第1節 市民協働プロジェクトの位置づけ

#### 第2節 分野別ビジョン

自然      ライフスタイル      交通

分野ごとのビジョン

#### 第3節 市民協働プロジェクトの進捗状況と今後の方向性

#### 第4節 問題解決とビジョン実現のための後期重点市民協働プロジェクト

#### 第5節 市民協働プロジェクトと環境目標

### 第4章 計画の推進体制と進行管理

計画をどのように動かし、進行管理するかを紹介しています。

### 資料編

岡崎市の環境の現状や策定・改定までの歩みなどを紹介しています。

## 参考 計画改定に至るながれ

### 平成 11 年（1999 年）3 月 岡崎市環境基本計画策定

平成 11（1999）年 3 月に策定された岡崎市環境基本計画は、目標年次を平成 32（2020）年度として、以下のビジョンと環境目標を設定し、その実現のために必要な施策を策定しました。

### こんな岡崎市にしたい・ビジョンと環境目標

#### 望ましい環境像 (ビジョン)

自然とふれあい、魅力的な自由時間をすごせる

「環境共生都市 岡崎」～エコライフ、エコシティ 岡崎～

#### ●かけがえのない自然の未来への継承

豊かな森林資源自然の息吹を感じる山や川

#### ●自然とのふれあい

親しみやすい川の風景 身近な自然とのふれあい

#### ●魅力的な自由時間をすごす 水、緑、文化につつまれた豊かなくらし

きれいな空気や水につつまれたくらし 緑につつまれたくらし

歴史や文化につつまれたくらし 環境にやさしくらし 新しい現代文化を育てるくらし

#### 5つの 環境目標

- ・ 水と緑豊かな自然とふれあえるまちに
- ・ 安全で健康なくらしができるまちに
- ・ 歴史と文化を育む風格あるまちに
- ・ 地球環境に配慮するまちに
- ・ 環境を考え実践するまちに

#### 10の 行動

- ・ 豊かな自然を守り育てる
- ・ 身近な自然を育てる
- ・ きれいな川を守る
- ・ 交通公害対策を推進する
- ・ 事業所の環境対策を推進する
- ・ 近隣公害対策を推進する
- ・ 歴史や文化を守り育てる
- ・ まちの良好な環境を守る
- ・ ごみ減量とリサイクルを推進する
- ・ 地球温暖化を防止する

### 計画策定から 10 年

計画策定から 10 年、様々な環境施策が実行されてきました。一方、中核市への移行、額田町との合併など岡崎市を取り巻く状況も大きく変わりました。環境問題においても、自然環境保全やごみ問題、交通公害といった地域環境問題だけでなく、地球温暖化（気候変動）問題、生物多様性など、地球規模の環境問題も、これまで以上に深刻さを増し、市民の関心も高まってきました。

### 平成 19～20 年度（2007～2008 年度）岡崎市環境基本計画の改定

1. 現計画の総合ビジョン及び環境目標を実現する。
2. 環境基本条例の基本理念（第 3 条）と基本方針（第 9 条）を実現する。
3. 市民・事業者・行政との協働により策定する。  
(岡崎市環境まちづくり市民会議による原案作成)
4. 具体的な行動プロジェクト主体に構成する。
5. 推進・評価の仕組みを明確にし、実行・実現を視野に入れた策定を進める。

平成21年(2009年)3月 第1回計画改定

望ましい環境像を達成するために、「市が中心となって実施する施策」と「市民・事業者・行政協働プロジェクト」を環境基本計画の2つの柱としました。

市民・事業者・行政協働プロジェクトは「自然」「ライフスタイル」「交通」の3つの分野とし、それぞれに分野別ビジョンを定めました。

5つの  
環境目標

- ・ 水と緑豊かな自然とふれあえるまちに
- ・ 良好な生活環境が確保されるまちに
- ・ 歴史と文化を育む風格あるまちに
- ・ 地球環境に配慮するまちに
- ・ 環境を考え実践するまちに

分野別  
ビジョン

- 自然……………鳥がさえずり 陽射しを温かく包み込む 緑豊かな森  
清らかで澄みきった 絶え間なく流れるせせらぎ  
子ども達の歓声が絶えることのない 笑顔で交流が続くわがまち  
ここは、……三州岡崎 自然の恵みに生かされるまち
- ライフスタイル……自然のいとなみの中で その自然をうまく利用してくらす  
ほかの生きものと仲良く 生活の場を分け合ってくらす  
自然のめぐみをいただき 無駄使いをせずに暮らす  
子や孫の時代につながる そんなくらしが実現している
- 交通……………バスが市民の足となり 町は楽しく歩く人で溢れ  
自転車道には自転車が安全に行き交う  
桜並木が川面に映え 花火が季節を彩り  
人や環境にやさしく 活気に満ち  
安心して暮らせるまち 岡崎

計画の改定から5年

主な出来事

- ・ 岡崎市環境まちづくり市民会議発足(平成21年7月)
- ・ 名古屋議定書〈生物多様性条約に関する協定書〉採択(平成22年10月)
- ・ 東日本大震災(平成23年3月)
- ・ PM2.5問題
- ・ 第6次岡崎市総合計画後期基本計画策定(平成27年2月)

市の環境関連計画の策定状況等

- ・ 岡崎市地球温暖化対策実行計画策定(平成23年3月)
- ・ 生物多様性おかげさ戦略策定(平成24年2月)
- ・ 岡崎市環境教育推進計画策定(平成26年3月)
- ・ 岡崎市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改定(平成26年8月)

平成26年度(2014年度)岡崎市環境基本計画の改定

平成32年度の環境目標達成に向けた最後の改定となります。

- ・ 岡崎市総合計画の改定、社会情勢・環境問題の変化に伴う必要な改定
- ・ 市民協働プロジェクトについては、施策・事業の進捗状況、市民ニーズなどを踏まえた見直し

平成32年度(2020年度)

「望ましい環境像」「5つの環境目標」の達成  
新岡崎市環境基本計画の策定





## 第2章

---

### 望ましい環境像（ビジョン）・ 環境目標と施策

---

- 第1節 望ましい環境像（ビジョン）
- 第2節 環境目標
- 第3節 施策の体系
- 第4節 環境目標を達成するための施策

## 第1節. 望ましい環境像（ビジョン）

岡崎市環境基本計画では、豊かな自然を未来とともに共有し、その恵みとともに享受しながら、自然とふれあい、自然を感じ、魅力的な自由時間をすごせる未来都市の形成を目指して、本市の望ましい環境像を以下のように提示します。

自然とふれあい、魅力的な自由時間をすごせる  
「環境共生都市 岡崎」  
～エコライフ、エコシティ 岡崎～

私たち岡崎市民は、矢作川や乙川の流に培われた豊かな自然からの恵みを楽しんでいます。このかけがえのない自然を未来に引き継ぎながら、環境にやさしいライフスタイル（エコスタイル）が定着し、環境との共生を保った循環型都市（エコシティ）の形成を目指します。

### 自然とのふれあい

かけがえのない自然の未来への継承

豊かな森林資源

自然の息吹を感じる山や川

自然とのふれあい

親しみやすい川の風景

身近な自然とのふれあい

なつかしさを感じる田畑や里山

### 魅力的な自由時間をすごす

水、緑、文化につつまれた豊かな暮らし

きれいな空気や水につつまれた暮らし

緑につつまれた暮らし

歴史や文化につつまれた暮らし

環境にやさしい暮らし

新しい現代文化を育てる暮らし

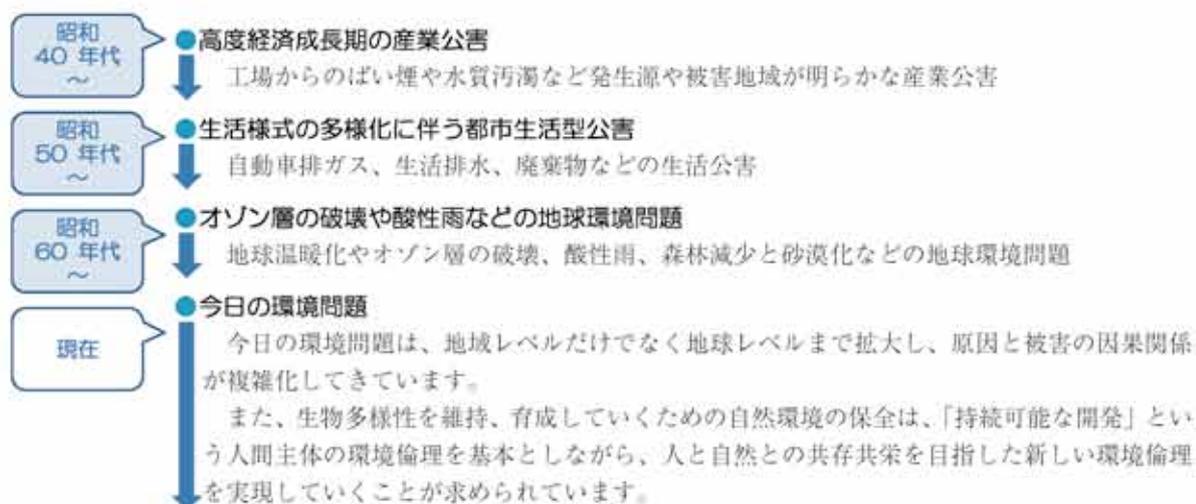


## 第2節. 環境目標

岡崎市環境基本計画では、環境課題と将来顕在化が予想される課題を踏まえ、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境、ライフスタイルから「望ましい環境像」を実現するための5つの「環境目標」を設定します。



### ○時代とともに変化する環境問題



### 岡崎市の環境問題

自然環境	生活環境	快適環境
人口増加に伴う宅地化の進展が野生動物や森林の減少を招いています。	騒音、振動、悪臭などの感覚公害や野焼きなどの苦情相談が恒常的に存在します。	市民ニーズの多様化に対応した快適環境の形成が求められています。
地球環境	環境教育・環境学習・環境保全活動など	
ライフスタイルの多様化がごみやエネルギー消費の問題を招いています。	市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境を知り、環境配慮に向けた取り組みが求められています。	

## 自然環境の課題：豊かな自然の保全と身近な自然のふれあいの育成

丘陵部に広がる豊かな森林資源は、本市の水源機能の役割を果たすとともに、多くの動植物が生息・生育し、まちに自然を供給する重要な資源です。

また、市街地の寺社林や屋敷林、農地は身近な自然として私たちにやすらぎとうるおいを与えてくれます。

このような豊かな自然を継承し、将来世代とともに共有していくことが、私たち世代の責務といえます。

現状・問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活様式の変化に伴って、市民が自然とふれあう機会が減っています。</li> <li>土地開発や外来生物の増加などにより、自然環境が劣化するとともに、在来種に影響が生じつつあります。</li> <li>森林資源の利用用途の減少及び農林業人口の減少や高齢化などにより、荒廃した森林や耕作放棄地が増えつつあります。</li> </ul>
未来の姿	<p>水と緑を始めとする豊かな自然とふれあえるまちになっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●豊かな自然につつまれた環境 豊かな自然につつまれながら、その恵みを未来の子どもたちとともに享受します。</li> <li>●身近に自然にふれあえる環境 緑豊かな暮らしの中で、自然とふれあい、身近に自然の恵みを享受します。</li> </ul>
今何をすべきか	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や活動団体による自然保護活動の推進及び支援を行う必要があります。</li> <li>自然環境を保全するため、保護すべき区域及び種の指定、在来生物の保護対策を進める必要があります。</li> <li>自然環境の保全に対する市民意識の向上を図る必要があります。</li> <li>自然を大切にする市民を増やすため、体験型の自然環境教育を推進する必要があります。</li> <li>市民協働による自然環境の保全・活用を目指して、自然体験や保全活動の場の整備を進めるとともに、自然と人とがふれあうまちづくりを推進する必要があります。</li> </ul>

## 平成 32 年度（2020 年度）までの主要目標

施策名	指標名	現状値 (H25 年度)	目標 (H32 年度)
①豊かな自然を確保する	湿地保全活動参加者数	319 人	350 人
②人と自然がふれあえる場を確保する	自然体験プログラム参加者数	5,598 人	6,500 人

【関連計画】生物多様性おかげさ戦略

環境目標2.

良好な生活環境が確保されるまでに

生活環境の課題：健全な水環境の確保と生活環境の保全

治水、利水、環境などの面から総合的に水環境を捉え、効果的かつ持続的な水環境の保全及び創出を進めていくことが必要です。

また、大気汚染、水質汚濁などの公害の防止を図るとともに、化学物質などの新しい環境問題についても適切に対処し、快適な生活環境を保全していくことが必要です。

<p>現状・問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市化の進展等により水質汚濁、河川流量の減少、山林の荒廃、親水性の低下など水に関する様々な問題が生じています。</li> <li>・光化学スモッグや微小粒子状物質など広域的な大気汚染問題が発生しています。</li> <li>・騒音、振動、悪臭などの感覚公害や野焼きなどの苦情相談が恒常的に発生しています。</li> <li>・アスベストの使用の可能性がある建築物の解体工事が、平成40年をピークに増加傾向にあります。</li> <li>・新たな土壌・地下水汚染問題が増加するおそれがあります。</li> <li>・移動手段として自動車への依存度が非常に高く、一部幹線道路では交通渋滞が恒常化しています。</li> <li>・新東名高速道路の建設に伴い、周辺環境の変化が予測されます。</li> </ul>
<p>未来の姿</p>	<p>快適で、良好な生活環境が整っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●水辺が身近に感じる環境 水とふれあい、水と親しむ環境の中で暮らします。</li> <li>●良好な生活環境 きれいで快適な生活環境の中で暮らします。</li> </ul>
<p>今何をすべきか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況程度の河川流量の維持及び浸水被害解消のため、河川改修の促進とともに、雨水を貯め、利用し、浸透させる必要があります。</li> <li>・市民が水辺に関心を持つ機会を増やす必要があります。</li> <li>・生活排水による河川の水質汚濁を防止する必要があります。</li> <li>・大気汚染、水質汚濁の状況を監視し、その発生源である事業者に対する立入調査を的確に行う必要があります。</li> <li>・低公害社会の構築に向けた公共交通施策の推進が必要です。</li> <li>・国道1号を中心とした交通公害を緩和する必要があります。</li> <li>・化学物質など新しい環境問題への対応について検討していく必要があります。</li> </ul>

平成32年度（2020年度）までの主要目標

施策名	指標名	現状値 (H25年度)	目標 (H32年度)
①健全な水循環を確保する	水循環再生指標（5点満点）	3.3	4
②生活環境を保全する	環境基準（BOD）の達成率	100%	100%

【関連計画】水環境創造プラン

## 快適環境の課題：豊かな歴史的資産の保全と活用

文化財や史跡、古いまちなみなどの歴史的資産は、将来に継承すべき市民共通の資産です。

これらの歴史的資産は、私たちの暮らしに心の豊かさを与えてくれるとともに、郷土への愛着や誇りを育んでくれます。

このような豊かな資産を良好な状態で継承し、将来世代とともに共有していくことが、私たちの責務といえます。

現状・問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境への配慮や景観に対する市民の関心が高まり、良好な景観の整備及び保全が求められています。</li> <li>・ 歴史的な史跡や建造物、美術工芸品が多数残存しています。</li> <li>・ 有形の文化財だけでなく、無形の文化財も数多く存在しています。</li> <li>・ 多くの指定文化財や寺社など歴史的資産が分布しています。</li> <li>・ 八帖地区や藤川地区など古い町並みが残っています。</li> <li>・ 「岡崎市景観計画」により良好な景観の保全及び創出が推進されています。</li> <li>・ 空き地の不適正管理やポイ捨てごみが見られます。</li> </ul>
未来の姿	<p>現代生活と歴史や文化が調和し、岡崎らしい魅力があるまちになっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史や文化を感じる暮らし 郷土の歴史や文化に囲まれ、豊かさとやすらぎを感じながら暮らします。</li> <li>●うるおいある快適な暮らし まちの景観に配慮し、快適で魅力的な環境の中で暮らします。</li> </ul>
今何をすべきか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的資産を将来に継承していく必要があります。</li> <li>・ 豊富な歴史的資産を活かした整備を行っていく必要があります。</li> <li>・ 伝統文化を将来に継承していく必要があります。</li> <li>・ 地域の資源（歴史・文化・地形等）を活かし、自然と調和した岡崎らしい景観が広がる魅力ある市街地の景観整備を図るため、適正な土地利用計画を行う必要があります。</li> <li>・ ポイ捨て防止の啓発活動や環境美化活動への積極的な市民参加を推進する必要があります。</li> </ul>

環境目標4. 地球環境に配慮するまちに

地球環境の課題：ごみ問題や地球温暖化問題への対応

社会経済活動の変化や生活様式の変化は、ごみの排出量や温室効果ガスの増加を招いています。私たち人類の生活に伴う温室効果ガスの増加は、地球温暖化を招き、異常気象など生活への深刻な影響が予想されることから、早急にその対策に取り組まなければならない問題です。

<p>現状・問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球環境の悪化について、市民の関心が高まり、地球環境の保全活動に取り組む市民が増加傾向にありますが、全市的な盛り上がりには欠ける状況にあります。</li> <li>・ 節電意識は向上していますが、オフィス、家庭、交通からの温室効果ガスの排出量は1990年と比較し、大幅に増加しています。</li> <li>・ 移動手段として自動車への依存度が非常に高く、一部幹線道路では交通渋滞が恒常化しています。</li> <li>・ ごみの総量は、市民1人当たりの排出量増加により増加しています。</li> <li>・ 不法投棄は減少しているものの、生活ごみや電気製品などの排出は日常的に継続しています。</li> <li>・ ごみステーションへの不適正排出が見受けられます。</li> </ul>
<p>未来の姿</p>	<p>市民が身近な環境だけでなく、地球環境にも配慮しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資源・エネルギーが循環するまち 資源・エネルギーが循環する環境と共生するまち（エコシティ）で暮らします。</li> <li>●ごみのないまち ごみのない「きれいな」まちで暮らします。</li> </ul>
<p>今何をすべきか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民・事業者・市が一体となり地球温暖化対策を推進する必要があります。</li> <li>・ 省資源、省エネルギー、自然エネルギーの利用を推進し、地球環境に配慮した取り組みを行う必要があります。</li> <li>・ 低炭素社会の構築に向けた市民や事業者の取り組み・活動を支援する必要があります。</li> <li>・ 環境にやさしいライフスタイルを実践する必要があります。</li> <li>・ 公共交通施策を強化する必要があります。</li> <li>・ ごみの発生抑制、3Rの推進を行う必要があります。</li> <li>・ 近隣市町村との広域処理を踏まえ、ごみ処理施設の計画的な整備が必要です。</li> </ul>

平成32年度（2020年度）までの主要目標

施策名	指標名	現状値 (H25年度)	目標 (H32年度)
①地球環境問題への取り組みを推進する	家庭からのCO <sub>2</sub> 排出量	474 千t-CO <sub>2</sub> (H22)	363 千t-CO <sub>2</sub>
②ごみ減量・リサイクル・廃棄物を適正管理する	処理しなければならない1人1日当たりのごみの量	876g/人・日	850g/人・日 H32 推計量(892g/人・日) に対し4.7%削減

【関連計画】岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）  
岡崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

## ライフスタイルからの課題：環境にやさしいライフスタイルの実行

環境問題については、市民一人ひとりの環境配慮に向けた自主的な取り組みが必要です。

そのため、市民、事業者、市がそれぞれの立場で環境の大切さを知り、環境にやさしいライフスタイルを実践していくことが必要です。

現状・問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境問題が社会に浸透した一方、市民の関心が薄れている。</li> <li>・ 環境をテーマにしたイベント等が市主催以外にも広がっています。</li> <li>・ 環境教育は、幼少期から小中学校まで充実していますが、高校生から勤労世代に対するものの整備が遅れています。</li> <li>・ レジ袋有料化により、マイバッグの持参が定着してきていますが、店舗数等の拡大は図られていません。</li> <li>・ 事業者に対する働きかけが不足しています。</li> <li>・ 環境教育推進計画が策定されました。</li> </ul>
未来の姿	<p>市民が環境問題を考え、環境行動を実践しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>みんなで環境を学び、考えるまち</b> 環境学習の機会が整備され、みんなで環境を学び、考えるまちで暮らします。</li> <li>● <b>みんなで環境保全に取り組むまち</b> みんなで環境を守り、省資源、省エネルギーに取り組むまちで暮らします。</li> </ul>
今何をすべきか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境教育推進計画を推進する必要があります。</li> <li>・ 環境とともに生きる新しい環境倫理を確立する必要があります。</li> <li>・ 環境教育、環境学習を推進する必要があります。</li> <li>・ 環境教育、環境学習施設を整備する必要があります。</li> <li>・ 環境問題に対する市民の意識の高揚を図る必要があります。</li> <li>・ 環境にやさしい市民・事業者の行動を推進及び支援する必要があります。</li> <li>・ 環境に配慮した活動に取り組む組織の育成、支援を行う必要があります。</li> </ul>

## 平成32年度（2020年度）までの主要目標

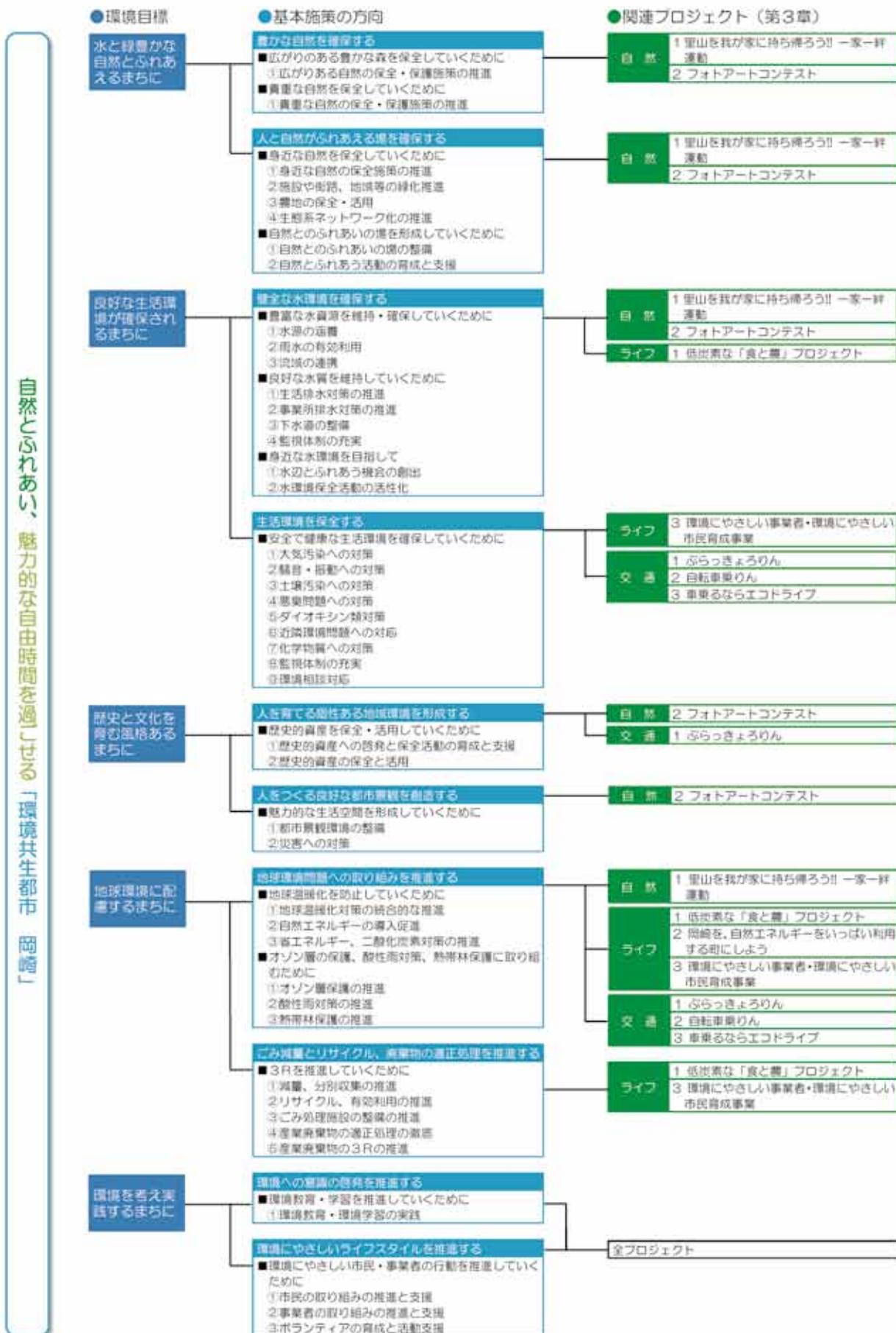
施策名	指標名	現状値 (H25年度)	目標 (H32年度)
①環境への意識啓発を推進する	環境教育支援団体の登録数	現状値なし	20団体（H30年度）
②環境にやさしいライフスタイルを推進する	環境基本計画推進組織によるプロジェクト取組数	11	8（H32年度）

【関連計画】岡崎市環境教育推進計画

※②環境基本計画推進組織によるプロジェクト取組数は17→8に改定

### 第3節. 施策の体系

望ましい環境像の実現に向けて設定した5つの環境目標を達成するための諸施策の方向、プロジェクトを体系化し、総合的かつ具体的な取り組みを展開していきます。



## 第4節. 環境目標を達成するための施策

### 環境目標1 水と緑豊かな自然とふれあえるまちに

水とみどりを始めとする豊かな自然とふれあえるまちを目指します。

#### 1-1 豊かな自然を確保する

豊かな郷土の自然を残し、多様な動植物の生息・生育環境や自然生態系の保全を目指します。

#### 1. 広がりのある豊かな森を保全していくために

市の施策等	施策1	<b>広がりある自然の保全・保護施策の推進</b> 森や川の持つ連続性の広がりをも面的に保全し、健全な森の育成を図っていきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森の自然を保全し、森林開発を抑制します。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園の保全（環境保全課）</li> <li>・ 鳥獣保護区等の指定（環境保全課）</li> <li>・ 風致の保全（風致地区の指定）（公園緑地課）</li> <li>・ 県の保安林の保全への協力（林務課）</li> </ul> </li> <li>● 林業の健全育成を推進します。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民有林の保全のための造林補助の推進（林務課）</li> </ul> </li> </ul>

#### 2. 貴重な自然を保全していくために

市の施策等	施策1	<b>貴重な自然の保全・保護施策の推進</b> 貴重な自然を将来に継承していくため、寺社林や湿地など自然性の高い環境の保全・保護施策を推進していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貴重な自然の現状を調べ、保護します。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貴重な動植物の分布調査の継続的実施（環境保全課）</li> <li>・ 希少野生動植物種の指定（環境保全課）</li> <li>・ 天然記念物の指定区域の保存管理計画の策定（社会教育課）</li> <li>・ 貴重な生物の保護と生息・生育環境の保全の推進（環境保全課）</li> <li>・ 特定外来生物の駆除の推進（環境保全課）</li> <li>・ 市指定移入種の検討（環境保全課）</li> <li>・ 自然環境保全条例に基づく開発における貴重種の生育・生息地や生態系への配慮の指導（環境保全課）</li> <li>・ 貴重な自然の保護活動の支援（環境保全課）</li> <li>・ 自然環境保護区の指定及び保全（環境保全課）</li> <li>・ 自然環境監視員の設置（環境保全課）</li> <li>・ 自然環境に関する標本の保管場所の検討（環境保全課）</li> <li>・ 池沼・湿地・里地・里山保全活動の推進（環境保全課）</li> </ul> </li> </ul>

関連プロジェクト	No.1 里山を我が家に持ち帰ろう!! 一家一絆運動
自然	No.2 フォトアートコンテスト

1-2 人と自然がふれあえる場を確保する

公園緑地や水辺などの整備により、人と自然のふれあいが保たれ、身近に自然を感じる生活環境の形成を目指します。

1. 身近な自然を保全していくために

市の施策等	施策1	<p><b>身近な自然の保全施策の推進</b></p> <p>公園や屋敷林、河川敷など身近にある樹木や水辺の現状を把握し、身近な自然を保全・創出していきます。</p>
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な自然の現状を調べます。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民による身近な動植物調査の継続的实施（環境保全課）</li> </ul> </li> <li>● 身近な森を保全します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ふるさとの名木」・「ふるさとの森」の指定及び保全（公園緑地課）</li> <li>・ 里山の維持管理への支援（環境保全課）</li> </ul> </li> <li>● 身近な水辺を保全します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湧水の保全（環境保全課）</li> <li>・ 水辺とふれあえる環境整備の推進（河川課・公園緑地課）</li> <li>・ 多自然川づくりの推進（河川課）</li> <li>・ ため池の耐震化（農地整備課）</li> <li>・ 湿地の保全と整備（環境保全課）</li> </ul> </li> <li>● 身近な自然環境を創出・保全します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然ふれあい地区の整備（環境保全課）</li> <li>・ ホタルの保護・育成による水辺環境の保全（環境保全課）</li> <li>・ 自然林を活かした整備の推進（公園緑地課）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策2	<p><b>施設や街路、地域等の緑化推進</b></p> <p>緑化事業や緑化活動により緑あふれた住環境を形成していきます。</p>
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共公益施設の緑化を推進します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園等の緑化の推進（公園緑地課）</li> <li>・ 国道など主要幹線道路沿線での植樹帯の整備（関係機関及び市関係課）</li> <li>・ 街路樹の整備（公園緑地課・道路建設課・市街地整備課）</li> <li>・ 駐車場、前庭、校庭、建物等の緑化の推進（施設管理担当課）</li> <li>・ 学校林の保全と育成（学校指導課）</li> </ul> </li> <li>● 民有地の緑化を推進します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民等への緑化指導と支援（公園緑地課）</li> <li>・ 緑化推進への補助金制度の推進（公園緑地課）</li> <li>・ 地区計画制度の活用（都市計画課）</li> <li>・ 緑地協定の推進（公園緑地課）</li> </ul> </li> <li>● 河川の緑化を推進します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川敷の親水性に配慮した計画的な緑化（河川課）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策3	<p><b>農地の保全・活用</b></p> <p>水田や畑などの農地は、洪水調整機能を果たすとともに、身近に土とふれあえる自然の場として、その保全と農業の振興を図っていきます。特に山間地に分布している水田は、多くの生き物が生息する空間として重要であり、周囲の山林とともに里山環境として一体的な保全・育成を図っていきます。</p>

市の施策等	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農地を保全します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地の適正な管理の推進（都市計画課）</li> <li>・生き物の住みやすいほ場整備の推進（農地整備課）</li> <li>・多様な生物が息する里山環境の保全と再生の推進（環境保全課）</li> <li>・農林業被害をもたらす鳥獣の捕獲推進（林務課）</li> <li>・農地を獣害から守るための施設設置支援（林務課）</li> <li>・自然に配慮した農地の整備の推進（農地整備課）</li> </ul> </li> <li>●農業を振興します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地の利用集積と担い手育成の推進（農務課）</li> <li>・環境保全型農業の推進による施肥量等の適正化・低減（農務課）</li> </ul> </li> <li>●土とのふれあいを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園の整備（農務課）</li> <li>・農業体験プログラムの提供（農務課・環境保全課）</li> </ul> </li> </ul>
	施策4	<p><b>生態系ネットワーク化の推進</b></p> <p>市域全体の豊かな自然の保全と育成を図っていくため、丘陵部の樹林、農地、市街地の身近な自然をつなぐ、生態系のネットワークを形成していきます。</p>

市の施策等	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生態系のネットワークを形成します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然を保つ生態系ネットワーク形成に向けた事業の推進（環境保全課）</li> <li>・おかざき水とみどりの森の駅事業の推進（環境保全課）</li> </ul> </li> </ul>
-------	----------	--

## 2. 自然とのふれあいの場を形成していくために

市の施策等	施策1	<p><b>自然とのふれあいの場の整備</b></p> <p>自然との共生を目指して、自然とふれあい、自然を学習する場を整備していきます。</p>
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然を体験し、学習できる場を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な生き物とふれあいの場の整備（環境保全課・動物総合センター）</li> <li>・森林や動植物の学習と体験の場の整備（環境保全課）</li> <li>・子どもたちが遊びを通して自然とふれあえる場の整備（環境保全課）</li> </ul> </li> </ul>

市の施策等	施策2	<p><b>自然とふれあう活動の育成と支援</b></p> <p>市民の自然への関心や保全意識を育てていくため、自然とふれあう活動を推進していきます。</p>
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然とふれあう機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験プログラムの開発及び実施（環境保全課）</li> <li>・自然観察会、探鳥会、自然体験イベント、展示会等の実施（環境保全課）</li> </ul> </li> <li>●自然とふれあう活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然保護活動者養成活動の実施（環境保全課）</li> <li>・自然環境保全推進員の育成（環境保全課）</li> <li>・自然環境保全活動団体の育成と支援（環境保全課）</li> </ul> </li> </ul>

関連プロジェクト	No.1 里山を我が家に持ち帰ろう!! 一家一絆運動
自然	No.2 フォトアートコンテスト

## 環境目標2 良好な生活環境が確保されるまちに

きれいで快適な生活環境が整っているまちを目指します。

### 2-1 健全な水環境を確保する

水源の涵養、水資源の有効利用、生活排水や事業所排水の抑制を図り、健全で恵み豊かな水環境を目指します。

#### 1. 豊富な水資源を維持・確保していくために

市の施策等	施策1	<b>水源の涵養</b> 森林の保水能力を向上し、豊かな水量を確保していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水源の森を保全・育成します。</li> <li>・ 水源域での森林開発抑制の指導（林務課）</li> <li>・ 市有林の維持管理（林務課）</li> <li>・ 民有林保全のための造林補助の推進（林務課）</li> </ul>
市の施策等	施策2	<b>雨水の有効利用</b> 雨水を有効利用し、保水力の向上及び水害の低減を図ります。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雨水を有効に利用します。</li> <li>・ 雨水の貯留・浸透の推進（河川課・下水工事課・サービス課）</li> <li>・ 雨水の有効利用の推進（サービス課・廃棄物対策課）</li> </ul>
市の施策等	施策3	<b>流域の連携</b> 水資源を保全していくため、流域の連携を推進していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上下流域の連携を図ります。</li> <li>・ 矢作川流域自治体との連携強化（企画課）</li> <li>・ 県内自治体との連携強化（環境保全課）</li> </ul>

#### 2. 良好な水質を維持していくために

市の施策等	施策1	<b>生活排水対策の推進</b> 家庭からの生活排水による水質汚濁を抑制し、良好な水環境を確保していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 合併処理浄化槽の普及を推進します。</li> <li>・ 合併処理浄化槽への転換の促進（廃棄物対策課）</li> <li>・ 浄化槽の適正な維持管理の指導（廃棄物対策課）</li> <li>● 生活排水の意識啓発を促進します。</li> <li>・ 生活排水学習会等の開催による啓発（環境保全課）</li> </ul>
市の施策等	施策2	<b>事業所排水対策の推進</b> 事業所からの排水による水質汚濁を抑制し、良好な水環境を確保していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 汚濁水の排出を防止します。</li> <li>・ 公共用水域への汚濁水流出防止の指導（環境保全課）</li> </ul>

市の施策等	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所排水の監視（環境保全課）</li> <li>・ 環境の保全に関する協定の締結推進（環境保全課）</li> <li>● 地下水汚染への対策を推進します。</li> <li>・ 地下水質の定期的な監視（環境保全課）</li> <li>・ 事業活動による地下水汚染対策の指導（環境保全課）</li> </ul>
	施策3	<b>下水道の整備</b> 河川の水質向上のため、下水道の整備を推進していきます。
市の施策等	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共下水道事業を推進します。</li> <li>・ 流域関連公共下水道の整備推進（下水工事課）</li> <li>・ 合流式下水道の改善（下水工事課）</li> <li>● 特定環境保全公共下水道事業を推進します。</li> <li>・ 特定環境保全公共下水道の整備推進（下水工事課）</li> <li>● 農業集落排水施設の機能強化及び機能保全を推進します。</li> <li>・ 農業集落排水施設の機能強化及び機能保全の推進（下水施設課）</li> </ul>
	施策4	<b>監視体制の充実</b> 水質汚濁に対する監視体制を強化していきます。
市の施策等	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水質の調査を充実します。</li> <li>・ 定期的な河川水質調査の実施（総合検査センター）</li> <li>・ 事業所排水検査の実施と指導（環境保全課）</li> <li>・ 継続的な水生生物等の調査（環境保全課）</li> <li>・ 乙川流域における面源負荷量の調査（環境保全課）</li> <li>● 水質の監視体制を強化します。</li> <li>・ 総合検査センターの施設充実（総合検査センター）</li> </ul>
<b>3. 身近な水環境を目指して</b>		
市の施策等	施策1	<b>水辺とふれあう機会の創出</b> 市民が水辺に関心を持つ機会を増やします。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水との関わりを増やします。</li> <li>・ 市民一斉水環境調査の実施（環境保全課）</li> <li>・ 愛護団体の活動等による水辺の保全（河川課）</li> </ul>
市の施策等	施策2	<b>水環境保全活動の活性化</b> 河川等における環境保全活動を推進します。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境保全活動を支援します。</li> <li>・ 河川美化団体の活動支援（環境保全課）</li> <li>・ 乙川サミット関係団体の連携強化（環境保全課）</li> <li>・ 市民環境目標の支援（環境保全課）</li> </ul>
関連プロジェクト	自然	No.1 里山を我が家に持ち帰ろう!! 一家一絆運動 No.2 フォトアートコンテスト
	ライフスタイル	No.1 低炭素な「食と農」プロジェクト

2-2 生活環境を保全する

大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、悪臭などの公害、ダイオキシン類などの問題等に対する未然防止を図り、健康に暮らしていける環境を目指します。

1. 安全で健康な生活環境を確保していくために

市の施策等	施策1	<b>大気汚染への対策</b> 二酸化窒素や二酸化硫黄など大気汚染の原因となる物質の発生を抑制していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所からの大気汚染の原因となる物質の排出を防止します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ばい煙発生施設の設置等に関する指導（環境保全課）</li> <li>・ 工場・事業所の排ガス規制の指導（環境保全課）</li> <li>・ 解体工事現場からのアスベストの排出防止の指導（環境保全課）</li> <li>・ 良質燃料への転換の指導（環境保全課）</li> </ul> </li> <li>● 自動車からの大気汚染の原因となる物質の排出を抑制します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代自動車、低公害車などの普及促進（環境総務課）</li> <li>・ エコドライブの普及促進（環境総務課）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策2	<b>騒音・振動への対策</b> 自動車や事業所からの騒音・振動を防止していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動車騒音・道路交通振動への対策を推進します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通網の整備の推進（都市計画課・道路建設課）</li> <li>・ 道路構造の改善の推進（道路維持課）</li> </ul> </li> <li>● 事業所からの騒音・振動を防止します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設、騒音振動発生施設の設置等に関する指導（環境保全課）</li> <li>・ 規制基準遵守の指導（環境保全課）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策3	<b>土壌汚染への対策</b> 土壌汚染を未然に防止していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所からの土壌汚染を防止します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害物質の土壌浸透防止の指導（環境保全課）</li> <li>・ 有害物質の管理指導（環境保全課）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策4	<b>悪臭問題への対策</b> 悪臭を未然に防止していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所からの悪臭を防止します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪臭発生施設に関する指導（環境保全課）</li> <li>・ 悪臭の防止に関する指導（環境保全課）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策5	<b>ダイオキシン類対策</b> ダイオキシン類の発生を抑制していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所からのダイオキシン類の排出濃度の適正化を推進します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設の設置等に関する指導（環境保全課）</li> <li>・ 大気基準適用施設及び水質基準適用事業場からの排出規制の指導（環境保全課）</li> </ul> </li> </ul>

市の施策等	施策6	<b>近隣環境問題への対応</b> 近隣騒音、電波障害を未然に防止していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近隣騒音を防止します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業騒音に対する指導（環境保全課）</li> <li>・ 近隣騒音の防止に対する啓発（環境保全課）</li> </ul> </li> <li>● 電波障害を防止します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高層建築物等の建設に対する予測評価の実施の指導（都市計画課）</li> </ul> </li> <li>● 日照障害を防止します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高層建築物等の建設に対する予測評価の実施の指導（都市計画課）</li> </ul> </li> <li>● 光害防止の取り組みを進めます。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業ビルなどの照明による影響の防止に対する啓発（環境保全課）</li> <li>・ 星空観察への影響に対する啓発（環境保全課）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策7	<b>化学物質への対策</b> 化学物質の適正な管理を推進します。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令等で届出が義務付けられている事業者へ届出の指導をします。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質の取扱排出量等の把握（環境保全課）</li> </ul> </li> <li>● 化学物質の使用等について啓発します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質の適正な管理、使用の啓発（環境保全課）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策8	<b>監視体制の充実</b> 監視体制の整備を推進していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境調査を充実します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染状況の常時監視（総合検査センター）</li> <li>・ 騒音、振動の状況の常時監視（総合検査センター）</li> <li>・ ダイオキシン類による汚染状況の常時監視（総合検査センター）</li> <li>・ 地盤沈下観測所における地下水位及び沈下量の観測（総合検査センター）</li> <li>・ 大気測定局の適正配置（環境保全課・総合検査センター）</li> </ul> </li> <li>● 監視体制を強化します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害監視機器の整備（総合検査センター）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策9	<b>環境相談対応</b> クレーム対応の体制を整備します。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● クレームは早期に対応します。（環境保全課）</li> </ul>
関連プロジェクト	ライフスタイル	No.3 環境にやさしい事業者・環境にやさしい市民育成事業
	交通	No.1 ぶらつきよろりん No.2 自転車乗りん No.3 車乗るならエコドライブ

環境目標3 歴史と文化を育む風格あるまちに

歴史と文化を育む風格あるまちを目指します。

3-1 人を育てる個性ある地域環境を形成する

歴史とともに培われてきた文化、郷土の風景など歴史的資産の保全・活用を図り、郷土への愛着や誇りを感じることができる心豊かに暮らせるまちを目指します。

1. 歴史的資産を保全・活用していくために

市の施策等	施策1	<p><b>歴史的資産への啓発と保全活動の育成と支援</b></p> <p>歴史的資産を保全・活用していくためには、まず、地元からの資産への意識の高まりが必要です。そのため、地元の歴史的資産への認識を高めていくための自主的な保全活動を支援・育成していきます。</p>
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元の歴史的資産への意識を高めます。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報等による歴史的資産の紹介と啓発の推進（社会教育課）</li> <li>・ 地元の歴史に関する研究や勉強会への協力（社会教育課）</li> </ul> </li> <li>● 地元に残る文化や風習を保存・継承します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元に残る文化や風習の保存に関する活動への協力・調査（社会教育課）</li> <li>・ 無形民俗文化等の指導者・後継者育成のための協力・補助金の交付（社会教育課）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策2	<p><b>歴史的資産の保全と活用</b></p> <p>地元の保全活動の推進とともに、豊かな生活空間を形成するため、歴史的資産を整備し、その保全と活用を図っていきます。</p>
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的資産を整備します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財や古いまちなみ等の保存（社会教育課）</li> <li>・ 歴史公園の整備の推進（社会教育課・公園緑地課）</li> <li>・ 文化財や古いまちなみ等の修景整備等の推進（社会教育課・都市計画課）</li> </ul> </li> <li>● 歴史と文化にふれる散策コースを整備します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財、社寺、史跡、まちなみ等をつなぐ散策コースの選定（観光課）</li> </ul> </li> </ul>
関連プロジェクト	自然	No.2 フォトアートコンテスト
	交通	No.1 ぶらつきょろりん

3-2 人をつくる良好な都市景観を創造する

〔 市民が日常生活の中で、憩い、やすらぎ、ゆとりが感じられるまちを目指します。 〕

1. 魅力的な生活空間を形成していくために

市の施策等	施策1	<b>都市景観環境の整備</b> 個性豊かで、美しいまちなみを形成していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個性あるまちなみの形成を推進します。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画の推進（都市計画課）</li> <li>・大規模な建設行為に対する景観誘導（都市計画課）</li> <li>・景観重要建造物等の指定による保全と活用（都市計画課）</li> </ul> </li> <li>●快適なまちなみの形成を推進します。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・電線類の地中化の推進（都市計画課ほか関係課等）</li> <li>・放置自転車対策の推進（安全安心課）</li> <li>・公共サインの整備（関係機関及び市関係課）</li> <li>・広告や看板の規制（都市計画課）</li> </ul> </li> <li>●環境美化対策を推進します。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイ捨て防止の啓発（環境保全課）</li> <li>・土地建物等の適正管理の指導（環境保全課）</li> <li>・放置自動車処理の推進（環境保全課・道路維持課）</li> </ul> </li> <li>●良好な市街地の形成を推進します。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトで地域にふさわしい都市構造の推進（都市計画課）</li> <li>・地域地区の適正配置と見直し（都市計画課）</li> <li>・地区計画に基づく良好なまちなみの形成（都市計画課）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策2	<b>災害への対策</b> 安心できる暮らしを確保していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難体制を整備します。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関連施設機能の強化（防災危機管理課）</li> </ul> </li> <li>●災害に備えます。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害備蓄倉庫の整備（防災危機管理課）</li> </ul> </li> <li>●災害を未然に防止します。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう耐震補強の実施（道路建設課）</li> <li>・砂防事業の推進（河川課）</li> <li>・治山事業の推進（林務課）</li> </ul> </li> </ul>
関連プロジェクト	No.2 フォトアートコンテスト	
自然		

## 環境目標4 地球環境に配慮するまちに

市民が身近な環境だけでなく、地球環境にも配慮しているまちを目指します。

### 4-1 地球環境問題への取り組みを推進する

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などへの対策で地球環境に配慮したまちを目指します。

#### 1. 地球温暖化を防止していくために

市の施策等	施策1	<b>地球温暖化対策の統合的な推進</b> 地球温暖化対策を計画的に実行します。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地球温暖化対策を推進します。</li> <li>・地球温暖化対策実行計画の施策の推進及び進捗管理（環境総務課）</li> <li>・市域の温室効果ガス排出量の把握及び公表（環境総務課）</li> <li>・地域協議会の設立・支援（環境総務課）</li> </ul>
市の施策等	施策2	<b>自然エネルギーの導入促進</b> 二酸化炭素を排出しない、又は排出を少なくする自然エネルギー等の利用を拡大します。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然エネルギー、未利用エネルギー等の有効利用を促進します。</li> <li>・自然エネルギー、未利用エネルギーの利用の推進（環境総務課）</li> <li>・自然エネルギーを効率的に利用するための蓄電池、H E M S等の導入促進（環境総務課）</li> <li>・コージェネレーションシステム・燃料電池等の導入の推進（環境総務課）</li> <li>・ごみ処理により発生するエネルギーの有効利用（ごみ対策課）</li> <li>・分散型エネルギーの検討及び推進（企画課・環境総務課）</li> <li>・水素エネルギーの活用（環境総務課）</li> <li>・バイオマスの利用拡大に向けた取り組みの推進（環境総務課ほか関係課等）</li> </ul>
市の施策等	施策3	<b>省エネルギー、二酸化炭素対策の推進</b> 二酸化炭素の排出量を抑制し、吸収量の増加を図ります。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●省資源・省エネルギー対策を推進します。</li> <li>・環境家計簿等によるCO<sub>2</sub>の「見える化」の推進（環境総務課）</li> <li>・住宅、建築物の高断熱化、省エネ化の指導・啓発・支援（環境総務課）</li> <li>・省エネルギー機器及び環境負荷の少ない商品の普及促進（環境総務課）</li> <li>・環境マネジメントシステムの普及啓発（環境総務課）</li> <li>・岡崎版エコポイント制度等による家庭・事業所の温暖化対策の推進（環境総務課）</li> <li>●人と環境にやさしい交通システムを推進します。</li> <li>・公共交通網の整備の推進（交通政策室）</li> <li>・公共交通機関の利用促進（交通政策室）</li> <li>・自転車の利用促進（環境総務課・交通政策室）</li> <li>・自転車が安心安全に走れる道路の整備（道路維持課・道路建設課）</li> <li>・エコ通勤の推進（環境総務課ほか関係課等）</li> <li>●環境に配慮した自動車使用の促進を図ります。</li> <li>・次世代自動車、低公害車、低燃費車の普及促進（環境総務課）</li> </ul>

市の施策等	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコドライブの普及促進（環境総務課）</li> <li>● 二酸化炭素吸収源の増大を図ります。</li> <li>・ 市街地での緑化の推進（公園緑地課・施設管理担当課）</li> <li>・ 健全な森林の整備・保全等の推進（林務課）</li> <li>・ 地元産木材の利用促進（林務課）</li> <li>・ 里山環境の整備促進（環境保全課）</li> </ul>
-------	----------	---

## 2. オゾン層の保護、酸性雨対策、熱帯林保護に取り組むために

市の施策等	施策1	<b>オゾン層保護の推進</b> フロンを適切に回収し、ノンフロン製品の使用の促進を図っていきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フロン回収とノンフロン製品の普及を推進します。</li> <li>・ 自動車リサイクル法登録業者等への指導・監視（廃棄物対策課）</li> <li>・ 環境配慮契約及びグリーン購入の推進（環境総務課）</li> </ul>

市の施策等	施策2	<b>酸性雨対策の推進</b> 酸性雨の現状を把握するとともに、原因物質の排出削減を図っていきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 酸性雨のモニタリング調査を実施します。</li> <li>・ 環境保全委員による酸性雨調査の実施（環境保全課）</li> <li>● 原因物質の排出抑制を指導します。</li> <li>・ 発生源に対する抑制削減の指導（環境保全課）</li> </ul>

市の施策等	施策3	<b>熱帯林保護の推進</b> 生物の多様性、地球温暖化防止など地球環境に重要な役割を果たしている熱帯林保護のため、熱帯材の使用削減を図っていきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 熱帯材を使用した製品の使用を減らします。</li> <li>・ 熱帯材の使用削減の促進（環境総務課）</li> <li>・ 過剰包装の見直しの指導（環境総務課）</li> <li>・ 再生紙使用の啓発（環境総務課・ごみ対策課）</li> </ul>

関連プロジェクト	自然	No.1 里山を我が家に持ち帰ろう!! 一家一絆運動
	ライフスタイル	No.1 低炭素な「食と農」プロジェクト No.2 岡崎を、自然エネルギーをいっぱい利用する町にしよう No.3 環境にやさしい事業者・環境にやさしい市民育成事業
	交通	No.1 ぶらつきょろりん No.2 自転車乗りん No.3 車乗るならエコドライブ

4-2 ごみ減量とリサイクル、廃棄物の適正処理を推進する

3R（リデュース／発生抑制、リユース／再使用、リサイクル／再資源化・熱回収）を促進し、循環型のまちを目指します。また、廃棄物が適正に処理されるまちを目指します。

1. 3Rを推進していくために		
市の施策等	施策1	<b>減量、分別収集の推進</b> ごみの減量や分別収集の徹底を図っていきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの減量を推進します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの発生抑制の指導、啓発の推進（ごみ対策課）</li> <li>・ごみ処理手数料の見直し（ごみ対策課）</li> <li>・レジ袋有料化の継続（ごみ対策課）</li> <li>・ごみ減量推進員の育成・指導（ごみ対策課）</li> </ul> </li> <li>●ごみの分別収集、回収の徹底を図ります。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別品目の細分化によるリサイクル対象品目の拡充と分別収集の徹底（ごみ対策課）</li> <li>・ペットボトル等の店頭回収の推進（ごみ対策課）</li> <li>・資源回収活動の支援と推進（ごみ対策課）</li> </ul> </li> <li>●ごみの適正処理を指導します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄者への指導（廃棄物対策課・ごみ対策課）</li> <li>・ごみ処理業者への立入検査の実施（廃棄物対策課・ごみ対策課・八帖クリーンセンター・中央クリーンセンター）</li> <li>・不適正排出者への指導・啓発（廃棄物対策課・ごみ対策課）</li> <li>・不適正処分への指導・啓発（廃棄物対策課・ごみ対策課）</li> <li>・小型家電リサイクルの促進（ごみ対策課）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策2	<b>リサイクル、有効利用の推進</b> ごみのリサイクルを推進していくとともに、リサイクル品の有効利用と利用促進に向けた需要システムを検討していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リサイクルを推進します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの堆肥化の推進（ごみ対策課）</li> <li>・枝・落葉の堆肥化の推進（ごみ対策課）</li> <li>・再使用、再資源化しやすい製品の開発の指導（ごみ対策課）</li> <li>・リサイクルに関する啓発の強化（ごみ対策課）</li> </ul> </li> <li>●有効利用を推進します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルに関する情報提供の推進（ごみ対策課）</li> <li>・リサイクル品の購入促進の指導と啓発（ごみ対策課）</li> <li>・リユース品に関するイベントの開催（ごみ対策課）</li> <li>・リサイクル品の需要ルート、需要システムの検討（ごみ対策課）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策3	<b>ごみ処理施設の整備の推進</b> ごみ処理能力、処理技術の向上を図っていきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般廃棄物処理施設を整備します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な中間処理施設の改修と建設（ごみ対策課）</li> <li>・計画的な最終処分場の改修と建設（ごみ対策課）</li> </ul> </li> </ul>

市の施策等	施策4	<p><b>産業廃棄物の適正処理の徹底</b></p> <p>産業廃棄物が適正に処理されるように、指導・監視の徹底を図っていきます。</p>
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業廃棄物処理に関する指導・監視を実施します。</li> <li>・ 不法投棄に対する定期的なパトロールの実施（廃棄物対策課）</li> <li>・ 排出事業者に対する産業廃棄物の適正処理の指導実施（廃棄物対策課）</li> <li>・ 産業廃棄物処理業者等への指導・監視（廃棄物対策課）</li> <li>・ PCB 廃棄物等の適正処理の指導実施（廃棄物対策課）</li> </ul>
市の施策等	施策5	<p><b>産業廃棄物の3Rの推進</b></p> <p>産業廃棄物の発生を抑制していくとともに、再使用、再資源化を推進していきます。</p>
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を推進します。</li> <li>・ 学習会の開催等による啓発活動の推進（廃棄物対策課）</li> <li>・ 排出事業者への3Rに関する情報提供（廃棄物対策課）</li> <li>・ 家電リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法等の個別リサイクル法の適正な運用の啓発（ごみ対策課・廃棄物対策課）</li> <li>・ 3Rを推進するためのシステムづくり（廃棄物対策課）</li> </ul>
関連プロジェクト	No.1 低炭素な「食と農」プロジェクト	
ライフスタイル	No.3 環境にやさしい事業者・環境にやさしい市民育成事業	

## 環境目標5 環境を考え実践するまちに

市民が環境問題を考え、環境行動を実践しているまちを目指します。

### 5-1 環境への意識の啓発を推進する

学校や地域、事業所などあらゆる社会の中で、環境教育・学習が推進され、身近な自然環境や地球環境の問題に関心を持ち、市民、事業者、市が一体となって環境について考えるまちを目指します。

#### 1. 環境教育・学習を推進していくために

市の施策等	施策1	<b>環境教育・環境学習の実践</b> 環境教育・環境学習を推進していきます。
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境教育推進計画を推進します。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育推進計画に基づく環境教育の推進（環境総務課）</li> </ul> </li> <li>●市民への環境学習を推進します。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館における環境資料の整備（中央図書館）</li> <li>・環境家計簿等の実践の推進（環境総務課）</li> <li>・環境に関する学習会（子ども教室）の実施（環境総務課ほか関係課等）</li> <li>・環境学習プログラムの充実（環境総務課ほか関係課等）</li> <li>・おかさぎ自然体験の森、こども自然遊びの森（わんPark）及びホテル学校の利用促進（環境保全課）</li> <li>・名木見学会の実施（公園緑地課）</li> </ul> </li> <li>●保育所等や学校・地域などにおける環境学習を推進します。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・おかさぎエコプロジェクトの実施（環境総務課）</li> <li>・身近な生き物を対象にした自然観察の実施（環境保全課）</li> <li>・自然や地球環境に関する副読本の活用（環境総務課ほか関係課等）</li> <li>・岡崎市環境学習プログラムの推進（学校指導課）</li> </ul> </li> <li>●環境教育指導者を育成します。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民を対象とした自然体験活動リーダー養成の継続開催（環境保全課）</li> <li>・環境サポーター育成講座の実施（環境保全課）</li> </ul> </li> </ul>
関連プロジェクト・・・全プロジェクト		

5-2 環境にやさしいライフスタイルを推進する

市民・事業者の環境に配慮した行動を推進し、ライフスタイルの見直しを図りながら、環境にやさしいまちを目指します。

1. 環境にやさしい市民・事業者の行動を推進していくために

市の施策等	施策1	<p><b>市民の取り組みの推進と支援</b> 環境保全に向けた市民の自主的行動の促進を図っていきます。</p>
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境にやさしい行動を支援します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境家計簿による環境にやさしいライフスタイルの指導と支援（環境総務課）</li> <li>・生垣緑化、プランター緑化、屋上緑化等に対する助成と支援（公園緑地課）</li> <li>・公共交通機関、自転車等の利用の要請（交通政策室）</li> <li>・生ごみの堆肥化の促進（ごみ対策課）</li> <li>・リサイクル活動の支援（ごみ対策課）</li> <li>・岡崎版エコポイント制度の充実（環境総務課）</li> </ul> </li> <li>●環境基本計画を推進します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画推進組織の育成・支援（環境総務課）</li> <li>・環境基本計画プロジェクトの推進（環境総務課ほか関係課等）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策2	<p><b>事業者の取り組みの推進と支援</b> 環境保全に向けた事業者の行動の促進を図っていきます。</p>
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境マネジメントシステムを普及、啓発します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムに関する相談（環境総務課）</li> <li>・環境教育の実践に関する指導と啓発（環境総務課）</li> </ul> </li> <li>●事業、開発における環境配慮意識を向上させます。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の保全に関する協定の締結（環境保全課）</li> <li>・再資源化しやすい製品の開発の指導（環境総務課・ごみ対策課）</li> <li>・環境対策資金融資制度の充実（環境総務課）</li> <li>・開発等における事業別環境配慮指針の見直しと提出の徹底（環境総務課）</li> <li>・開発行為に対する自然環境保全のための助言・指導（環境保全課）</li> </ul> </li> <li>●環境基本計画を推進します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画推進組織の育成・支援（環境総務課）</li> <li>・環境基本計画プロジェクトの推進（環境総務課ほか関係課等）</li> </ul> </li> </ul>
市の施策等	施策3	<p><b>ボランティアの育成と活動支援</b> ボランティア活動を通して地域環境づくりの推進を図っていきます。</p>
	具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア活動を支援します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア清掃の推進（環境保全課）</li> <li>・イベント等の支援（環境総務課ほか関係課等）</li> <li>・資源回収活動の支援（ごみ対策課）</li> </ul> </li> <li>●民間団体を支援します。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境教育支援団体の登録及び支援（環境総務課）</li> </ul> </li> </ul>
関連プロジェクト・・・全プロジェクト		



## 第3章

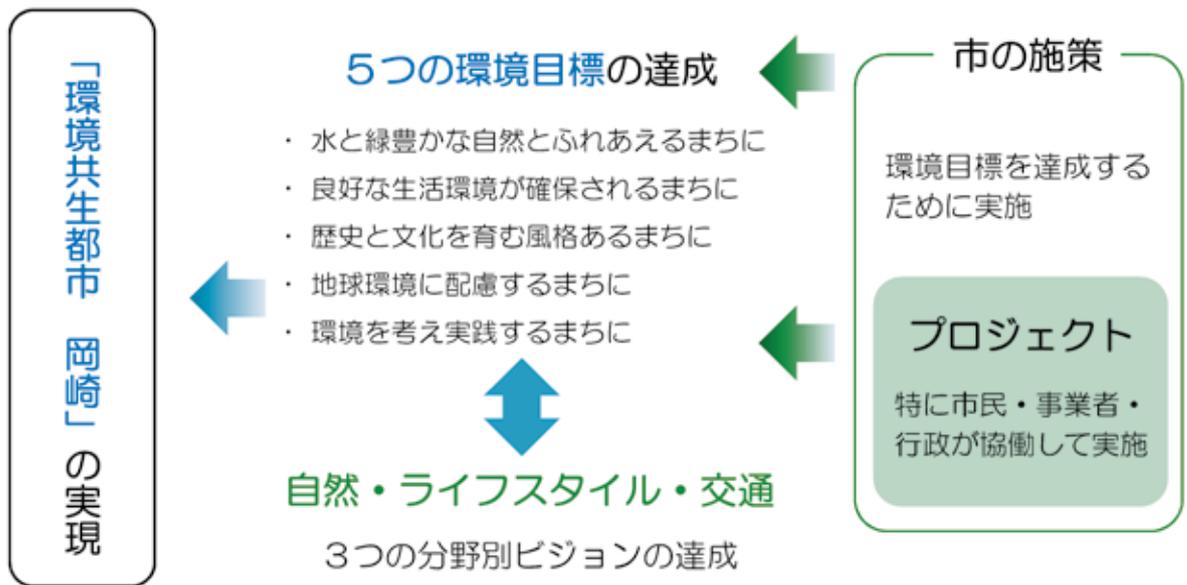
---

### 市民・事業者・ 行政協働プロジェクト

---

- 第1節 市民協働プロジェクトの位置づけ
- 第2節 分野別ビジョン
- 第3節 市民協働プロジェクトの進捗状況と今後の方向性
- 第4節 問題解決とビジョン実現のための後期重点市民協働プロジェクト
- 第5節 市民協働プロジェクトと環境目標

## 第1節. 市民協働プロジェクトの位置づけ



「環境共生都市 岡崎」を実現するため5つの環境目標が設定されています。この目標を達成するため、本市では様々な施策を計画・実施していきます。さらに、「自然」「ライフスタイル」「交通」の3つの面から市民・事業者・行政で協働するプロジェクトにより、5つの環境目標の達成を目指します。このプロジェクトは「岡崎市環境まちづくり市民会議」で市民・事業者・行政によって作成されたものであり、本市の環境基本計画の大きな特徴となっています。

## 第2節. 分野別ビジョン

望ましい環境像を実現するため、特に市民・事業者・市が協働して推進していくものについて、3つの分野から、それぞれのビジョンを示します。

### 自然

鳥がさえすり  
陽射しを温かく包み込む  
緑豊かな森

清らかで澄みきった  
絶え間なく流れるせせらぎ

子ども達の歓声が絶えることのない  
笑顔で交流が続くわがまち

ここは、・・・三州岡崎  
自然の恵みに生かされるまち



### ライフスタイル



自然のいとなみの中で  
その自然をうまく利用してくらす

ほかの生きものと仲良く  
生活の場を分け合ってくらす

自然のめぐみをいただき  
無駄使いをせずに暮らす

子や孫の時代につながる  
そんなくらしが実現している

### 交通

バスが市民の足となり  
町は楽しく歩く人で溢れ  
自転車道には自転車が安全に行き交う

桜並木が川面に映え  
花火が季節を彩り  
人や環境にやさしく  
活気に満ち安心して暮らせるまち  
岡崎



### 第3節. 市民協働プロジェクトの進捗状況と今後の方向性

「環境まちづくり市民会議（計画策定）」では、本市の環境について、委員の関心が高い「自然」、「ライフスタイル」、「交通」の3部会に分かれ、「環境問題の洗い出し」を行い、優先順位の高いものから「課題」に置き換えました。この「課題」を解決し、ビジョンを実現するために、「プロジェクト」を策定しました。

平成21年7月に「環境まちづくり市民会議（計画推進）」を設立し、市民、事業者、行政が協働し、プロジェクトに取り組んできました。この間、様々な困難を解決し、プロジェクトを推進してきましたが、プロジェクト策定年と目標年度である2020年度との中間年に当たり、その進捗状況、活動成果や社会情勢の変化などを踏まえ、「環境まちづくり市民会議」で市民協働プロジェクトの見直しを実施しました。

今回の見直しに当たっては、次の点に留意し、検討しました。

- 1 平成21年の策定時の「環境問題」と「課題」に対する現状
- 2 課題、ビジョン実現に対するプロジェクトの効果
- 3 プロジェクトの進捗状況と実現性
- 4 プロジェクトの発展性と市民への広がり
- 5 社会情勢や市民ニーズの変化に対応できる柔軟性

平成 21 年（2009）年 3 月 市民協働プロジェクトの策定

平成 18 年度から平成 21 年度の 3 年間で合計 65 回の市民会議、9 回の部会、5 回の中間案発表会により 17 プロジェクトが策定されました。環境基本計画を市民と協働で策定することは本市で初めての試みでした。

平成 21 年（2009）年 7 月 環境まちづくり市民会議設立

市民協働プロジェクトを推進するため、市民を中心に「環境まちづくり市民会議」を設立しました。毎年、市からの委託を受け、年度計画を立て、市民プロジェクトに取り組んできました。

年度	プロジェクト実施数	一般市民参加の主なイベント	活動日数	一般市民参加者数
H21	7	●野菜づくり講座（～H22） ●フォトアートコンテスト（～H26） ●天水桶モニター（～H25） ●エコクッキング講座（～H22） ●ぶらっきょろりん（～H26）	65 日	250 人
H22	8	●里山保全と工作教室（～H26）	75 日	440 人
H23	9	●地産地消もちつきまつり（～H26） ●市民農園（～H26） ●洗い箸を使おうキャンペーン（～H26） ●エコドライブコンテスト（～H26）	68 日	583 人
H24	11	●自然エネルギーエコツアー（～H26）	64 日	629 人
H25	11	●環境講演会	70 日	760 人
H26	11	●市民協働プロジェクトの改定	47 日	683 人

※平成 26 年度実績は平成 27 年 1 月末現在

○市民協働プロジェクトの目標と指標に対する進捗状況

指標	測定	目標（平成 32 年度）	実績（年度）
健康な森の数	自然のサイクルがある森の数	平成 21 年度に比較し増加させる	1 箇所（H21） 1 箇所（H25）
ホテルの観察地点数	ホテルが見られる小学校区数	平成 21 年度に比較し見られる小学校区を増加させる	調査未実施
CO <sub>2</sub> 排出量	市内の CO <sub>2</sub> 排出量	1990 年比 10%減 岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	2,614 千 t-CO <sub>2</sub> （H2） 2,500 千 t-CO <sub>2</sub> （H22）
ごみの発生量（資源物を除く）	1 人 1 日当たりのごみの量（処理量及び資源化量）	579g（平成 29 年度）	589g（H19） 586g（H25）
公共交通機関利用度	公共交通の利用者の人数	111,380 人/日（平成 26 年度）	96,034 人/日（H19） 102,115 人/日（H25）
協働事業の関心度	協働事業の参加人数	毎年前年度比増	250 名（H21） 760 名（H25）

社会状況の変化、プロジェクトの進捗状況及び成果を考慮し、プロジェクト改定へ

平成 25 年度 環境まちづくり市民会議でプロジェクト進捗状況の評価、今後の方向性検討

平成 26 年度 環境まちづくり市民会議で新プロジェクトへの改定検討

ビジョン達成の目標年次 平成 32 年度（2020 年度）

NO.1 里山を我が家に持ち帰ろう!! 一家一絆運動		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○モデル地区（おおだの森）で里山保全活動と間伐材工作教室を開催（平成 22～25 年度 12 回 参加人数 182 人）</li> <li>○地域の間伐材の利用、里山保全活動のきっかけとなっている。</li> <li>○モデル事業の場所以外に活動が広がっていない。</li> </ul>	
今後の方向性	<p>里山の保全は、地球温暖化対策、水源涵養、自然保護など様々な効果が期待できる。より多くの市民が森林（里山保全）への理解を深め、活動の推進につながるようなプロジェクトを実施していく必要がある。</p>	継続 (一部改定)
NO.2 遊休農地再利用のための「お見合い大作戦」!		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農地 1 箇所においてお見合い実施（11 区画 参加人数 11 人）</li> <li>○野菜づくり講座（平成 21～22 年度 3 回 参加人数 125 人）</li> <li>○農地の重要性、地産地消について考えるきっかけとなっている。</li> <li>○耕作放棄地で、かつ、市民農園の利用に適する農地を探すことが困難となっている。</li> </ul>	
今後の方向性	<p>法的、農地の確保の面から、市民主体でプロジェクトを進展させることが難しく、効果が限定的である。市民農園など類似の事業があることから、継続の必要性が高くない。</p>	終了 (ただし、現在開園している農園の支援は継続する。)
NO.3 フォトアートコンテスト		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 21 年度から毎年開催し、表彰を行っている。（平成 21 年～25 年度 5 回 参加人数 96 人 募集点数 191 点）</li> <li>○市民に本市の環境の現状を知ってもらい、再発見するきっかけとなっている。</li> <li>○参加人数が少ないことが課題</li> </ul>	
今後の方向性	<p>市内には、守るべき環境、直すべき環境が多数あり、市民とともに見つめ直すことのできるプロジェクトである。わがまちマップの作成に向け、市民の多くが参加できるものであり、内容を見直し充実させる。</p>	継続 (一部改定)
NO.4 わたしたちの里川づくり		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民一斉水環境調査、乙川サミットなどを開催</li> <li>○水辺ふれあいマップ作成</li> <li>○水環境創造プランの事業として継続して実施している。</li> </ul>	
今後の方向性	<p>水環境創造プランで実施、進捗管理することが適当である。しかしながら、水環境の保全は重要であり、他のプロジェクトの中で市民啓発を継続する。</p>	終了

## ライフスタイル

NO.1 低炭素な「食と農」プロジェクト		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○洗い箸キャンペーンを実施（登録店舗20店舗 平成25年度末）</li> <li>○年1回、地元のもち米を使用した「もちつきまつり」を実施。アンケート結果から地産地消の意識は向上している。（平成21～25年度 5回 参加人数1,750人）</li> <li>○市と事業者の協働及び市民団体による「エコ・クッキング」が開催されている。</li> </ul>	
今後の方向性	地産地消や食品関連ごみの発生抑制など、低炭素社会の実現と「食と農」の関係は大きく、市民プロジェクトとして発展性もある。「廃食油」などの問題についても本プロジェクトに含め、継続していくことが必要である。	継続 (一部改定)
NO.2 岡崎を、自然エネルギーをいっぱい利用する町にしよう		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般市民を対象とした自然エネルギーの先進地エコツアーを実施（平成23～25年度 3回 参加人数81人）</li> <li>○市民参加型の自然エネルギー利用組織の設立については調査段階にとどまる。</li> <li>○再生可能エネルギー固定価格買取制度等により、自然エネルギーの利用が拡大している。</li> </ul>	
今後の方向性	自然エネルギーの利用については、温暖化対策のみでなく、防災、エネルギー施策の面からも重要性が増している。市民プロジェクトとして、実施可能な内容に修正し、自然エネルギーの普及拡大を目指す。	継続 (一部改定)
NO.3 廃食油を利用して、バイオディーゼル燃料（BDF）に有効活用しよう事業		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○BDF精製事業者及び先進自治体の調査を実施</li> <li>○廃食油の再生利用に関する課題、利点などを整理。回収方法、BDFの利用方法など課題が多い。</li> <li>○市の施策として、検討されている。</li> </ul>	
今後の方向性	市の事業として検討されており、市民プロジェクトとしては意義が低下している。これまでの活動を、市事業に活かせるよう他のプロジェクトに継承し、取組方法を再検討する。	終了 (一部活動を他プロジェクトに継承)
NO.4 岡崎天水桶を広めよう！		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成21年度、市内22世帯にドラム缶式天水桶を配布し、モニター事業を実施</li> <li>○モニター事業などから得られたデータなどを利用し、啓発活動を実施</li> <li>○中水利用については検討の結果、市民プロジェクトとしては進展させることが困難と判断</li> </ul>	
今後の方向性	雨水利用についてはドラム缶天水桶モニター事業により一定の効果が得られ、目的が達成されたものである。今後は、イベント時の啓発活動等にとどめ、本プロジェクトは終了する。	終了

NO.5 あなたが買おうとしている商品、厚着していませんか？ やめまい！ 過剰包装		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○プロジェクトとして未着手である。</li> <li>○レジ袋の有料化に伴い、レジ袋辞退率は90%を超えている。</li> <li>○商店等では、簡易包装や包装レスが進んできている。</li> </ul>	
今後の方向性	本プロジェクト策定時から、簡易包装やパッケージの小型化などが事業者主導で急速に進んでいる。マイバック持参市民は90%を超えるなど市民意識は向上しており、本プロジェクトは終了する。	終了
NO.6 岡崎版省エネマイスター制度普及事業		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネマイスター制度の必要性を家電量販店等で調査</li> <li>○省エネマイスター制度の策定を検討</li> <li>○省エネルギーセンター主催で、平成24年から「省エネエキスパート検定」が実施されている。</li> </ul>	
今後の方向性	市民、事業者の省エネ意識や正しい知識を高めることは重要である。しかしながら、全国を対象とした検定制度が発足されたため、既存の制度を利用しながら、省エネ意識を高めるプロジェクトに改定する。	全面改定
NO.7 すてずに修理でモノがよみがえるおかざきづくり		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○プロジェクトとして未着手である。</li> <li>○家電等では買換えによる省エネ性の向上が環境負荷の軽減により大きな役割を果たすなど、考え方が多様化している。</li> <li>○リサイクルショップなど、様々な方法でリユースなどが図られるようになっている。</li> </ul>	
今後の方向性	様々な方法で再生利用が図られてきており、本プロジェクトの発展性も見込めない。「もったいない」など物を大切にすることを育む必要はあり、今後は、特定のプロジェクトに限らず、啓発活動を実施する。	終了
NO.8 みんなに知ってもらおう。環境にやさしい事業者		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然エネルギーの先進地エコツアーにおいて、エコ事業所めぐりを同時に実施</li> <li>○カーボンオフセット制度の検討など活動の多くは未着手</li> <li>○岡崎版事業所環境ISO、エコシール制度などが終了</li> </ul>	
今後の方向性	環境にやさしい事業者を支援することは重要なことであるが、本プロジェクトの活動内容は協働プロジェクトとしては困難なものが多い。環境にやさしい市民・事業者を増やすことを目的に実効性あるプロジェクトに改定する。	全面改定

交通

NO.1 みんなでよろまい！ エコ通勤		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市役所職員のエコ通勤交通調査の実施</li> <li>○市実施の市内事業者の通勤交通調査の回答結果を検証し、事業の方向性を検討</li> <li>○市内事業者に対して、訪問ヒアリングの実施</li> <li>○エコ通勤制度の検討</li> </ul>	
今後の方向性	市内事業者への訪問ヒアリングを実施した結果、エコ通勤については、立地条件、社員の通勤時の事故など短期間では解決困難な問題が多く、市民プロジェクトで推進することは難しい。	終了
NO.2 未来につなごう公共交通		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ぶらっきよろりの参加者に対するアンケートの実施</li> <li>○ぶらっきよろり開催時に路線バス利用</li> <li>○市事業としてバス利用イベント、啓発活動などを実施している。</li> </ul>	
今後の方向性	市でイベント等を実施している。市民主体の単独のプロジェクトで推進することは難しく、他のプロジェクトにおいて公共交通の利用を促すこととする。	終了 (一部活動を他プロジェクトに継承)
NO.3 自転車乗りん		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車マップの作成を検討</li> <li>○自転車利用に関するイベントについて調査・検討</li> </ul>	
今後の方向性	自転車利用については、増加傾向にあるものの、事故なども増加している。安全性の向上などを図る必要があり、プロジェクトとしては重要であるが、実現困難な活動内容が含まれているため、内容の一部を改定する。	継続 (一部改定)
NO.4 ぶらっきよろりん		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年2回の開催で、知名度も上がり、多くの参加者を得ている。 (平成21～25年度 9回 参加人数481人)</li> <li>○多くの地域、学区で開催できているが、地元との協力体制が築けていない。</li> <li>○マップ作成、配布方法等について検討</li> </ul>	
今後の方向性	概ね計画どおり進んでいる。今後は地元との協力関係を築いていく必要がある。より多くの参加者を得るとともに、地元住民等が中心になり開催できるよう支援体制を考えた活動としていく。	継続 (一部改定)

NO.5 車乗るならエコドライブ		
進捗度・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年1回エコドライブコンテストを開催（平成23～25年度 3回 参加人数50人）</li> <li>○エコドライブコンテストに際し、自動車販売会社、レンタカー事業者等の協力を得て、電気自動車、ハイブリッド自動車などの試乗会を開催</li> <li>○エコドライブを事業所内で広げる方法について検討</li> </ul>	
今後の方向性	<p>概ね計画どおりに進んでいる。コンテストについては事業者との協働もできているが、コンテスト参加者が所属する事業所等で、リーダーとなってエコドライブを啓発・普及することが今後の課題である。</p>	継続 (一部改定)

## 市民会議

環境まちづくり市民会議		
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まちづくりだより発行 平成21～25年度 20回（年4回）</li> <li>○市環境イベントに参加し、プロジェクト関連の啓発活動</li> <li>○環境講演会の実施（平成25年度 1回 参加人数50人）</li> <li>○会員が固定化しており、プロジェクトの拡大が難しい。</li> </ul>	
今後の方向性	<p>新規会員を積極的に募集し、活動を活発化する。また、プロジェクトの改定により、活動内容が柔軟になったことから、実績、効果を検証し、年度活動計画を策定し、ビジョンの達成を目指す。</p>	継続

第4節. 問題解決とビジョン実現のための後期重点市民協働プロジェクト



鳥がさえすり  
陽射しを温かく包み込む  
緑豊かな森

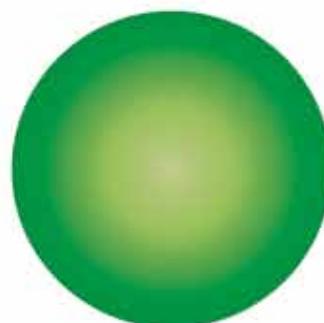


清らかで澄みきった  
絶え間なく流れるせせらぎ

子ども達の歓声が絶えることのない  
笑顔で交流が続くわがまち



ここは、・・・三州岡崎  
自然の恵みに生かされるまち



自然

プロジェクト No.1	いっかいちきすな 里山を我が家に持ち帰ろう!! 一家一絆運動
----------------	-----------------------------------

目的	広く市民に里山保全活動への参加を呼びかけ、里山保全を推進する。市民参加をサポートするボランティア団体との交流の中から、森林の持つ役割、問題や歴史など、人と自然との結びつきを楽しみながら学ぶ。また、木材や木材製品等を見直すきっかけ、里山との結びつきとなる、里山産間伐材製品（絆）の一家に1つの普及を目指す。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、自然環境保全ボランティア団体、森林組合等、市
活動対象	市民
効果	里山保全活動の推進、里山の活性化、水源涵養、水質保全、環境意識の高揚、木材製品等に対する意識変化、里山産間伐材製品（絆）の普及（材の循環）

活動内容	
<p>①「里山を我が家に持ち帰ろう!!一家一絆運動」の実施（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●モデル地区において保全活動の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐作業・下草刈りなどの保全活動の体験</li> <li>・里山の現状、役割などを勉強しながらの里山散策</li> <li>・里山の恵みを体験</li> </ul> </li> <li>●地元産間伐材を使用した木工教室の実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林組合等と協力し、地元里山産間伐材製品の木工教室を開催（例：本立て・椅子・時計などを親子で作成）</li> <li>・木工教室を通じて間伐材を使用した製品の普及に取り組む。</li> <li>・作品に対する一般市民を交えた意見交換会を開催する。</li> <li>・木材販売店を調査し、地元材コーナーを紹介する。</li> </ul> </li> </ul> <p>②里山保全活動拡大の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加人数・間伐材製品購入人数・参加者アンケートなどにより事業評価及び改善策の検討を実施する。</li> <li>・モデル地区以外の活動展開について、他のボランティア団体などの情報収集、調査を実施し、活動促進策を検討する。</li> </ul>	 
<p>（注）ここで言う里山は、居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより維持・管理されてきた森林だけでなく、人里近くにあり、人々と結びついた山・森林など広義の里山をいう。</p>	
対象予算	通信費、印刷製本費、業務委託費
評価基準	参加人数：年60人以上 意識調査：環境意識向上・木材製品等に対する意識変化の有無



自然

プロジェクト  
No.2

フォトアートコンテスト

目的	写真（記録）を通して市民へ環境（自然）啓発に努めるとともに、自然を学び、保全保護する活動のきっかけづくりをする。また、岡崎市内の学生たちに環境活動への参加を促す。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、市民団体、市内の大学の学生、事業者、市
活動対象	市民、事業者、大学生
効果	岡崎市内にある大学と、環境問題に取り組む事業者と、市民と行政と自然保護活動団体とをつなぎ、市民の力を発掘し、人の流れをつくる（持続性を持たせる）。

活動内容

①フォトアートコンテストの実施（継続）

- ・ 環境面でまちの良いところ、悪いところを写真に写すフォトアートコンテストを実施
- ・ 単に写真の出来栄でなく、目の付け所、作品に込められた想いなどから応募者を表彰する。市民が関心を持てるよう選考や表彰方法を工夫する。
- ・ 応募写真を市施設などに掲示し、市民にまちの良い所を守り、悪い所を直すきっかけづくりを行う。

②わがまちマップの作成

- ・ 応募作品をまとめ、「わがまちマップ」を作成する。
- ・ 応募作品の撮影箇所を訪ね、良い所は守られているか、悪い所は改善されているかの現地調査を行う。
- ・ 現地調査をまとめ、公表する。



対象予算	通信関連費、機器費、消耗品費
評価基準	フォトアートコンテスト参加者数の拡大 わがまちマップ完成



- まちの中の貴重な自然を増やそう
- 環境に関心を持つきっかけをつくらう
- 大学生など若い人の参加を増やそう
- デジタルカメラなどで気軽に参加する仕組みをつくらう
- 悪い場所を直視し、問題意識を持とう



- ❗ 都市化の進展等により、自然が減少している
- ❗ 自然環境に対する意識がまだまだ低い
- ❗ 環境保全活動者の固定化
- ❗ フォトコンテストの応募者の広がりが少ない
- ❗ 環境の悪い場所が放置されている

ライフスタイル  
～ビジョン～

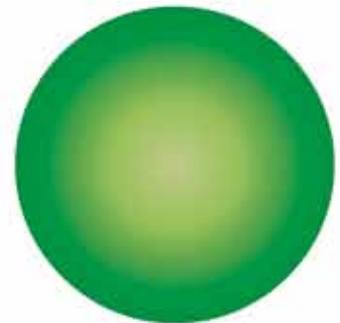
自然のいとなみの中で  
その自然をうまく利用してくらす

ほかの生きものと仲良く  
生活の場を分け合ってくらす

自然のめぐみをいただき  
無駄使いをせずに暮らす



子や孫の時代につながる  
そんなくらしが実現している



ライフスタイル

プロジェクト  
No.1

低炭素な「食と農」プロジェクト

目的	国産・地産の旬の農産物を普及するなど、食と農にかかわるエネルギー消費量を減らす。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、市民団体、飲食店、農業関係者、市
活動対象	市内スーパー・小売店、飲食店、市民
効果	生産・輸送エネルギーの消費削減で地球温暖化の被害を抑えることができる。 日本の農業・岡崎の農業が活性化する。 生ごみを減量することができる。 生産者と消費者の心のつながりを深めることができる。 物を大切にする、心豊かな低炭素社会（注）を実現することができる。

活動内容

①「食品関係ごみの減量」プロジェクト推進

- 「洗い箸を使おう」キャンペーンを継続する。
  - ・ 飲食店に洗い箸の使用を呼び掛け、協力店を公表する。協力店には協力店証とステッカーを渡し、市民に活動への理解と協力をお願いする。
- 廃食油の有効利用
  - ・ 廃食油の有効利用の方法を検討し、可能な方法で実施する、又は、市民の活動を広める。
- 環境に配慮した調理方法を広める。
  - ・ 料理教室等を実施している団体と協力し、生ごみの減量や省エネなど環境に配慮した調理方法を普及させる。

②「地産地消」普及促進プロジェクト

- 地元食材を使用したイベントの検討、実施
  - ・ 地元の産物などの利用を考えたイベントについて検討、実施する。
  - ・ アンケートやクイズにより地産地消の大切さを伝え、地産地消を意識し、実践する市民を増やす。
- 地産地消活動の支援
  - ・ 「地産地消コーナー」や「生産者の見える化」等地産地消につながる取り組みを行っている店舗を調査し、市民に情報提供する。
  - ・ 岡崎市内の野菜や加工品を利用した取り組みを行う団体などを支援する。

（注）低炭素な経済や生活の仕組みを構築した社会

対象予算	調査費、資料等の作成・印刷費、表示看板・ステッカー等の作成費等
評価基準	洗い箸を使おうキャンペーン協力店50店舗 地産地消について調査し、市民への情報提供の実施



ライフスタイル

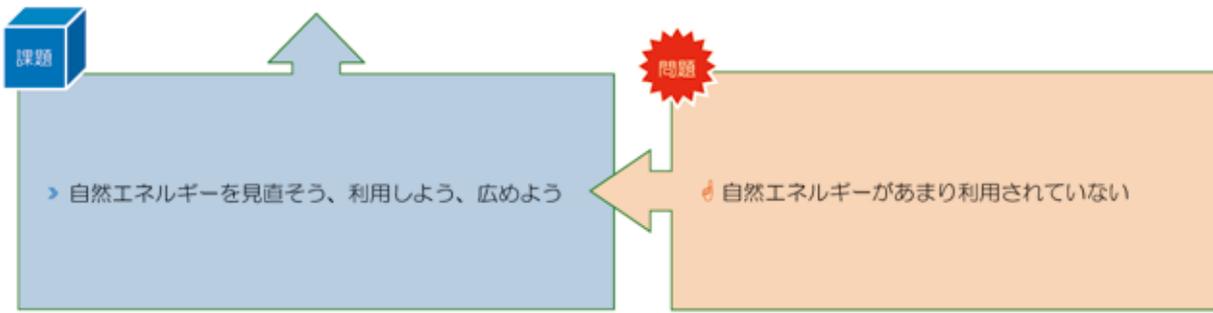
プロジェクト No.2	岡崎を、自然エネルギーをいっぱい利用する町にしよう
----------------	---------------------------

目的	太陽、風、水、バイオマスなどの自然エネルギーをもっと利用して、地球温暖化を防止する。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、環境活動団体、事業者、市
活動対象	市民、小中高校、地域団体。個人住宅、集合住宅、事業者、公共施設
効果	みんなで取り組むことにより、環境意識を高揚 有限である化石燃料を長期間利用することができる。

活動内容

- ①自然エネルギーの利用状況調査
- ・市内の自然エネルギーの利用状況を調査する。
  - ・調査結果を公表し、利点、注意点などを整理し、普及啓発に利用する。
  - ・市内外の先進的な取り組みや面白い取り組みを調査し、整理、紹介する。
- ②自然エネルギーエコツアーの実施
- ・①の調査結果による先進地、自治体へ一般市民参加のエコツアーを企画し、実施する。
  - ・エコツアーの参加者に自然エネルギー利用の率然的取組を啓発する。
  - ・エコツアーの実施結果をまとめ、広く市民への啓発を行う。
  - ・ツアー参加者などと協力し、市民のできる自然エネルギー利用拡大策を検討する。

対象予算	各種調査費用、交通費、その他
評価基準	自然エネルギーエコツアー参加者（年25人以上） 市内の自然エネルギー利用量



ライフスタイル

プロジェクト  
No.3

環境にやさしい事業者、環境にやさしい市民育成事業

目的	省エネ製品の普及と購入者の知識向上 グリーンコンシューマー（環境を重視する消費者）の拡大
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、環境活動団体、事業者、市
活動対象	市民、事業者等
効果	環境問題に取り組んでいる事業所を広く知ってもらうことにより、事業者が環境問題に取り組む活力を生む。また、市民が環境問題について知識を広げることで、事業者・市民の環境活動が促進される。

活動内容

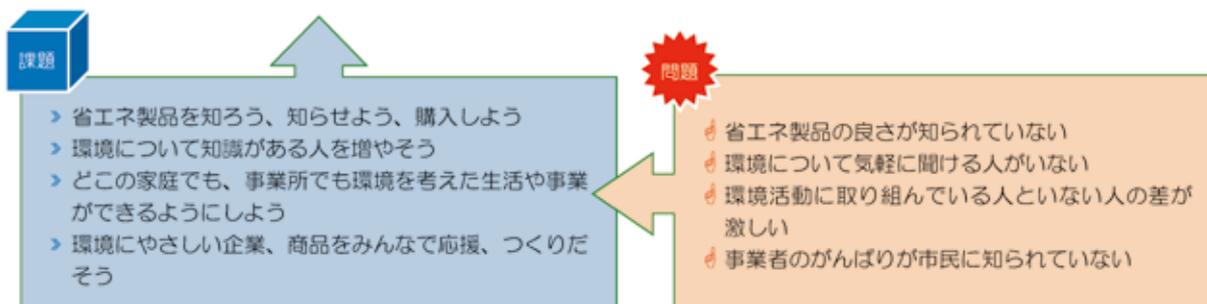
①環境対策に取り組む事業者を応援

- ・ 事業者の環境に対する取り組みを調査する。（省エネ製品等環境に優れた製品の開発、事業者としての環境対策への取り組み、包装の簡易化、市民の啓発活動など）
- ・ 調査結果をまとめ、情報発信する。
- ・ 環境対策に取り組む事業者を訪問する「おいでん！エコ事業所めぐり（仮称）」を実施する。

②事業者、市民の省エネ意識の向上

- ・ 市民、事業者の省エネに関する意識アンケートを実施する。
- ・ 省エネルギーセンターが実施する家庭の省エネエキスパートを増やす取り組みを行う。（制度の紹介、合格者の声などで受験者及び合格者の増加を図る。）
- ・ 家庭で取り組んでいる省エネに関する工夫「我が家の省エネ術（仮称）」を募集し、紹介する。

対象予算	調査費、広報・資料等の作成・交通費、印刷費、表彰制度費
評価基準	省エネに関する意識の向上（アンケート調査による）



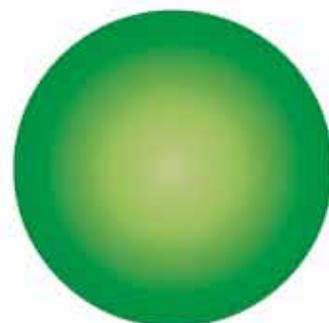


バスが市民の足となり  
町は楽しく歩く人で溢れ  
自転車道には自転車が  
安全に行き交う



桜並木が川面に映え  
花火が季節を彩り  
人や環境にやさしく  
活気に満ち  
安心して暮らせるまち

岡崎



交通

プロジェクト  
No.1

ぶらつきょろりん

(注) ぶらつきょろりん：ぶらっと歩いて、まちをきょろきょろ見渡してみりん（三河弁）

目的	「歩くことは健康にも環境にも優しく楽しいもの」という意識を市民に発見、再認識してもらい、車のちょい乗りから歩くことにシフトさせる。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、商店主、地元団体、交通事業者、市
活動対象	市民、観光客
効果	地域の活性化、人のにぎわいを創出、地球温暖化防止に寄与、交通公害の軽減、渋滞解消、健康増進

活動内容

①「ぶらつきょろりん」の開催

- ・市内各地域で、年2回程度ぶらつきょろりんを実施する。
- ・ふだん車で通り過ぎてしまうような場所を歩くことにより、「伝統工芸」や「歴史・文化財」「自然」を再発見してもらい、歩くことは楽しく環境にも良いことであることを体感してもらう。
- ・地元の住民、事業者、地域団体などと協力して実施することや支援することで、各地域で継続的に実施されるよう普及を図る。
- ・郊外で実施する場合は、路線バスの利用を組み込み、公共交通機関の利用促進を図る。

②「ぶらつきょろりん」の発展

- ・地域で独自で実施している「歩き」に関するイベントを調査する。
- ・調査結果を踏まえ、未実施地域の住民、商店主などにイベントの提案、企画補助などを行い、市域全体への普及を図る。
- ・実際に歩いて感じたことや新たに発見したことを市民提案型で募集し、「歩くこと」を意識してもらえるよう情報発信方法を検討する。
- ・「ぶらつきょろりん」のコースマップを製作し、個人や仲間と「ミニぶらつきょろりん」に取り組んでもらう。



対象予算	会議費用、イベント開催費
評価基準	開催地区数（15地区） ぶらつきょろりん歩き（コース）マップの完成



**交通**

プロジェクト No.2 **けった 自転車乗りん**

目的	自転車利用の楽しさ、便利さ、マナーを知ってもらい、自転車で安全に移動しやすいまちをつくる。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、自転車愛好者、自転車販売店、交通事業者、市
活動対象	市民
効果	地球温暖化防止への寄与、交通公害軽減、渋滞解消、健康増進、歩行者が安心して歩ける。

活動内容	
<p>①サイクルマップの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車道の有無や道幅、交通量など自転車の走りやすさ、危険箇所などを調査する。</li> <li>・ 街中で自転車に乗る時の参考となるようなサイクルマップの作成をする。</li> </ul> <p>②自転車利用の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内自転車店の調査をし、情報発信を行う。</li> <li>・ 情報誌などによる自転車の乗り方指導や普及啓発を行う。</li> <li>・ 自転車を楽しむイベントの企画を検討し、実施する。</li> <li>・ 自転車利用普及の取り組みに関する先進例を調査し、岡崎市でも取り組めるものを取り入れる。</li> </ul>	
対象予算	イベント開催費、マップ作成含む
評価基準	マップの作成、イベントに参加した人数



交通

プロジェクト  
No.3

車乗るならエコドライブ

目的	車依存社会を見直し、CO <sub>2</sub> を削減することで、地球温暖化を防止する。
活動主体	環境基本計画推進組織、市民、事業者、自動車教習所、市
活動対象	市民、事業者
効果	地球温暖化防止への寄与、交通公害の軽減、交通事故の減少

活動内容

①エコドライブ普及促進イベントの実施

- ・ エコドライブコンテスト、エコドライブ講座などを実施する。
- ・ エコドライブに興味を持っている市民だけでなく、全くエコドライブについての知識がない市民でも参加できるように実技講習会の開催を検討する。

②エコドライブ実践事業者の拡大

- ・ エコドライブに取り組む事業者数を増やすことを目的とした、事業者を巻き込んだイベントを検討、実施する。
- ・ エコドライブ実践事業者を調査し、その取組方法、効果を広く市民、事業者に周知する。



対象予算	イベント・講座等開催費
評価基準	エコドライブコンテストの参加人数（150人）

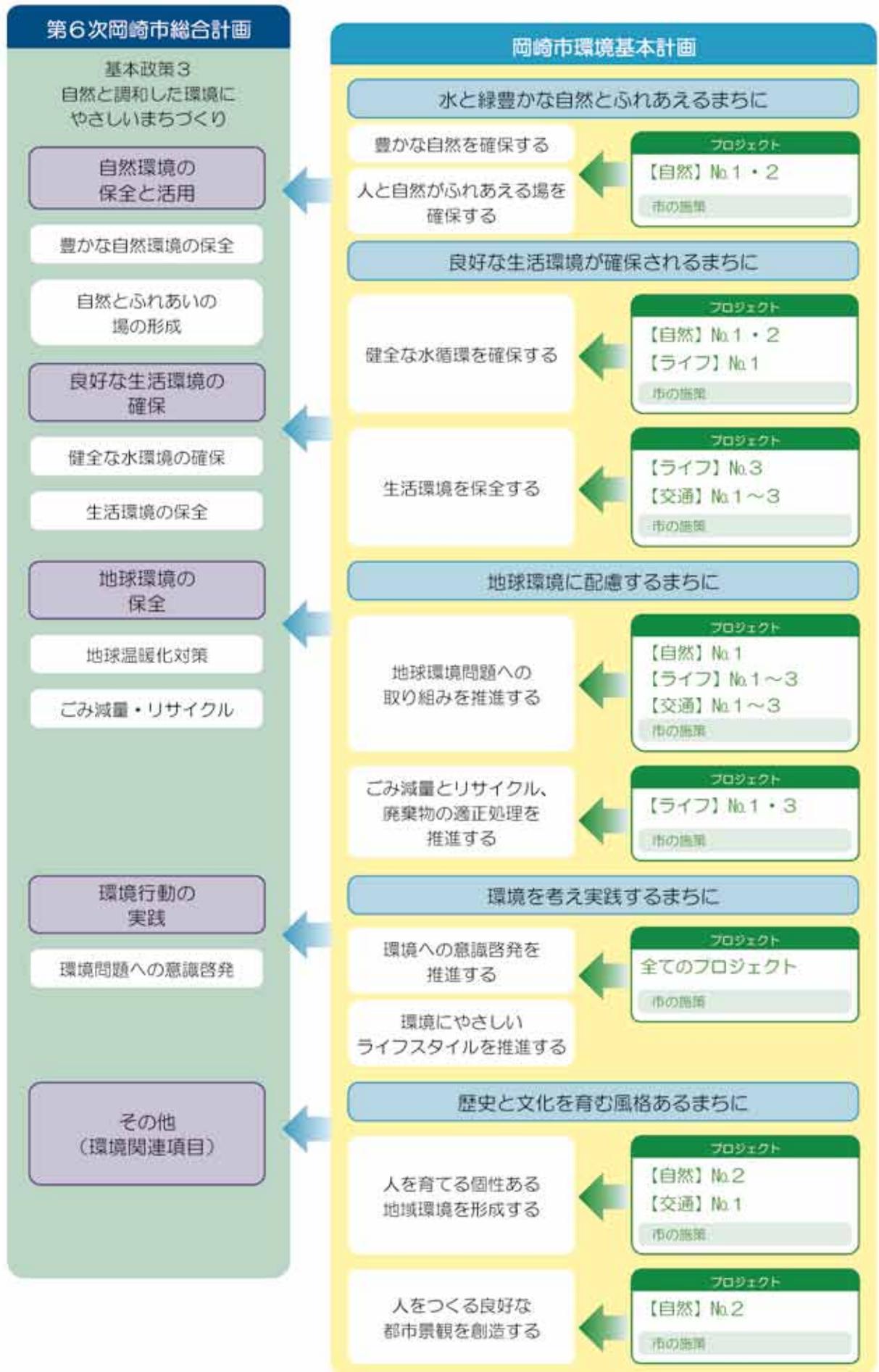
課題

- > 車を利用する時も二酸化炭素を排出していると意識付け、エコドライブを普及させよう（車の利用を減らす意識付けをしよう）
- > エコドライブは交通安全にもなることを知らせよう
- > 次世代自動車が環境負荷の小さいことを理解しよう
- > 事業所でエコドライブに取り組んでもらおう

問題

- 🔥 自動車による二酸化炭素排出量が多い
- 🔥 車を利用しないと生活できない地区がある
- 🔥 交通事故が多い
- 🔥 次世代自動車が普及していない
- 🔥 取り組んでいる事業所が少ない

## 第5節. 市民協働プロジェクトと環境目標





## 第4章

---

### 計画の推進体制と進行管理

---

第1節 計画推進の考え方

第2節 進行管理システム

第3節 計画の推進体制

## 第1節. 計画推進の考え方

本計画に示された様々な施策、市民協働プロジェクトを確実に実行し、目指す将来像（ビジョン）及び環境目標を達成するには、その計画全体の進捗状況を適時確認しながら、それを踏まえた適切なプロジェクト・施策の実施やそれらの相互調整を行うなど、適切に対応する仕組みが必要になります。そのためには、本計画を総合的に推進する推進体制の整備が不可欠になります。

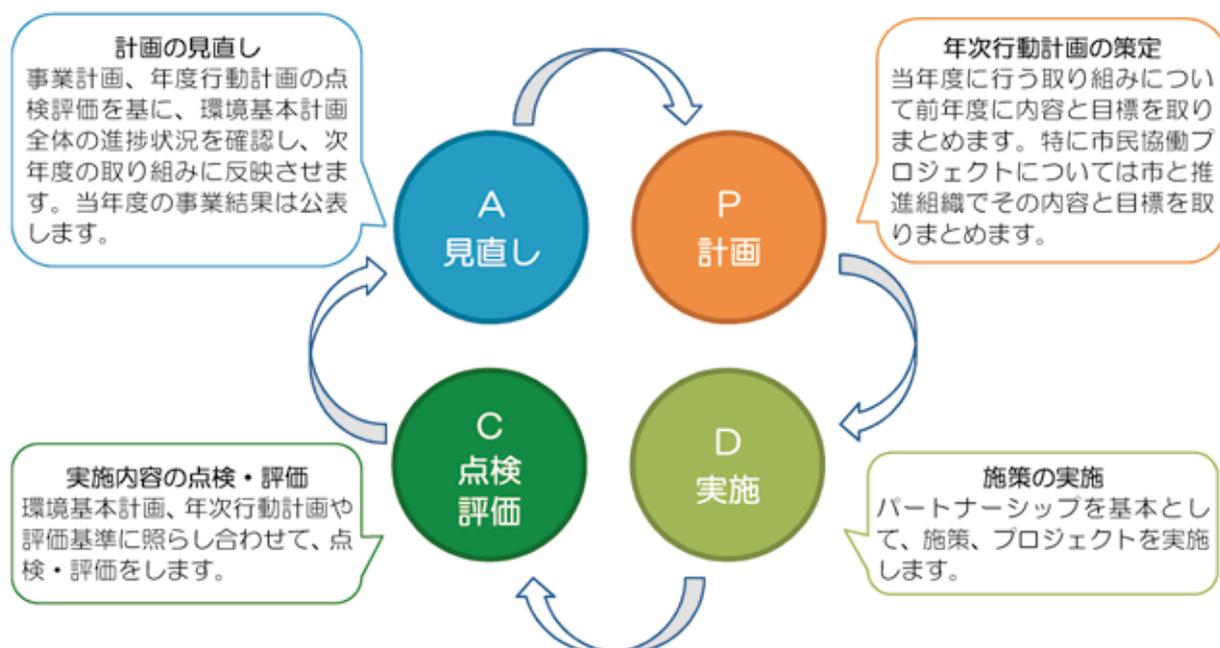
本市の環境を良くし、持続可能な地域社会を築くには、行政だけでなく、市民や事業者の主体的な取り組みのほか、市民、事業者、市のパートナーシップによって、相乗効果をもたらすような取り組みが重要です。

そのため、本計画の計画改定については、パートナーシップ型で実施しましたが、引き続き、パートナーシップの下に計画を推進していくことを基本的な考え方とします。

## 第2節. 進行管理システム

進行管理においては、「PDCA サイクル」を用います。

PDCA とは、「Plan (計画)」、「Do (実施)」、「Check (点検・評価)」、「Action (見直し)」のことで、P→D→C→A→P→D→・・・と繰り返し、スパイラルアップしていくことで、プロジェクトの進行状況における問題を解決し、改善しながらビジョンの実現を目指す、進行管理の考え方です。



### 【年度行動計画】

市と推進組織が、環境基本計画に基づいて、市民、事業者、市等が行う年度ごとの取り組みについてまとめ、公表します。

### 【年度報告】

環境基本計画の進捗状況について把握できるように必要な事項をまとめ、公表します。特に、市民協働プロジェクトについては、市と推進組織がまとめ、公表します。

### 【環境審議会】

環境基本計画に基づいた環境施策の実施に関する提言のほか、施策全般に関する環境配慮の取り組みを審議します。また、環境基本計画の見直しに際して、提言・助言等を環境審議会に求めます。

## 第3節. 計画の推進体制

### ○パートナーシップによる推進組織

市民、事業者、市が協働で環境基本計画を推進するため、広く市民、市民団体、事業者等が参加できる環境基本計画推進組織を設置し、この推進組織に市も参加することでパートナーシップによる計画の実践を目指した組織とします。

市民、市民団体、事業者等が環境基本計画のプロジェクトに参加できるような仕組みとして、単独又は関係プロジェクトごとの推進委員会を運営します。この推進委員会には、市の関係課等も参画し、パートナーシップでプロジェクトを進めます。

### ○庁内推進体制

パートナーシップに基づきながら、本市が主体的に責任を持って環境基本計画を推進していくため、庁内の推進体制を整えます。

庁内推進組織は、環境基本計画に基づく施策・事業の基本方針や重要事項について、庁内の関係課等で庁内推進組織を組織し、各課相互の連絡調整を行い、本計画に関連して行う各施策・事業の総合的、計画的かつ効果的な執行を図ります。また、全庁的な本計画の進行管理については事務事業評価や個別計画に定められた進行管理システムなどを用い、計画の推進を図ります。



---

## 資料編

---

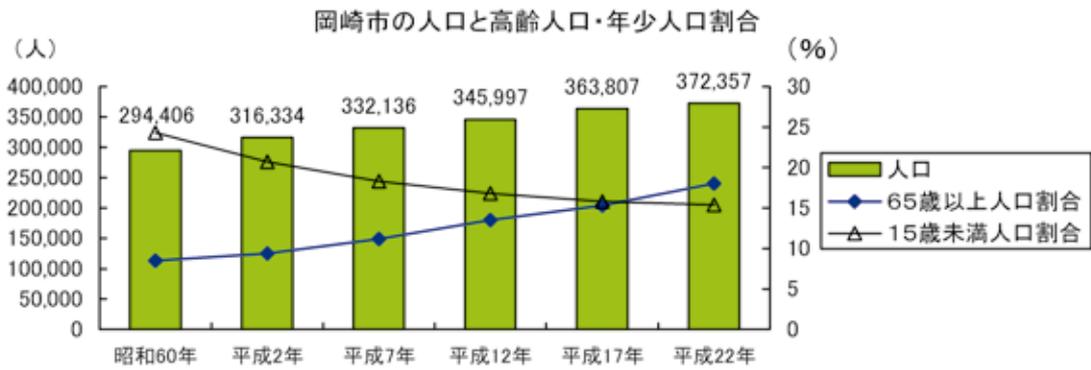
- 資料1 岡崎市の環境の現状
- 資料2 岡崎市環境基本条例
- 資料3 改定までの足跡
- 資料4 環境審議会委員名簿
- 資料5 岡崎市環境まちづくり市民会議
- 資料6 環境用語集

資料1 岡崎市の環境の現状

人口

平成22年国勢調査の時点では約372,000人であり、昭和55年以降の人口推移をみると、一貫して堅調な増加になっています。

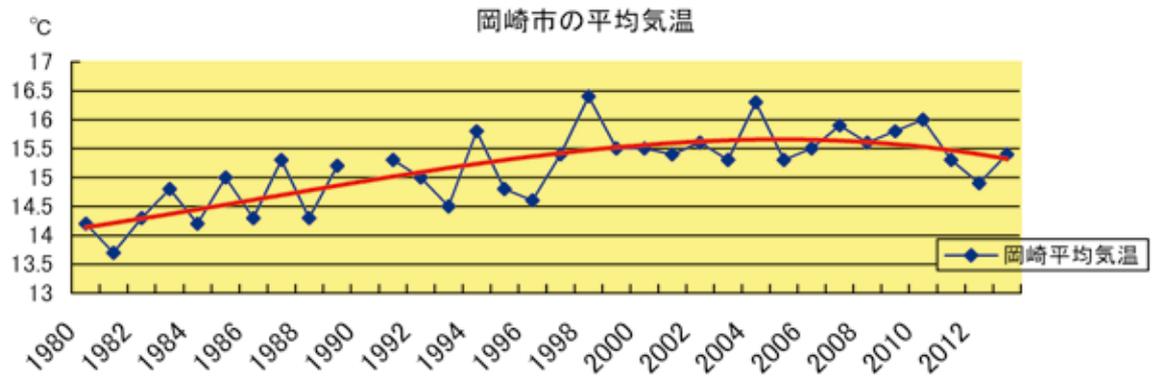
年齢構成をみると、15歳未満の年少人口は平成22年には15.4%であり、20年前と比較して約5%減少しています。また、65歳以上の高齢人口が平成22年には18%に達し、年少人口の割合が高齢人口の割合を下回りました。本市でも確実に少子高齢化が進展しています。



資料：国勢調査をもとに作成

平均気温

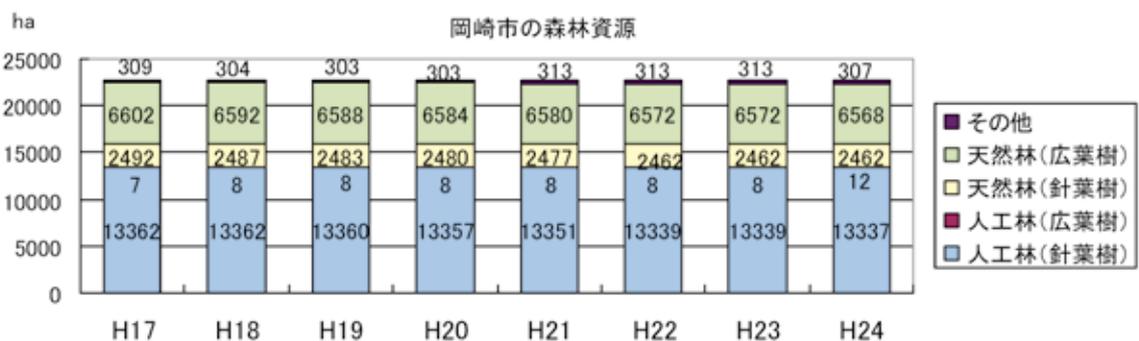
岡崎市の2000年代の平均気温は1980年代と比較すると上昇しています。



参照：気象庁 過去の気象データ

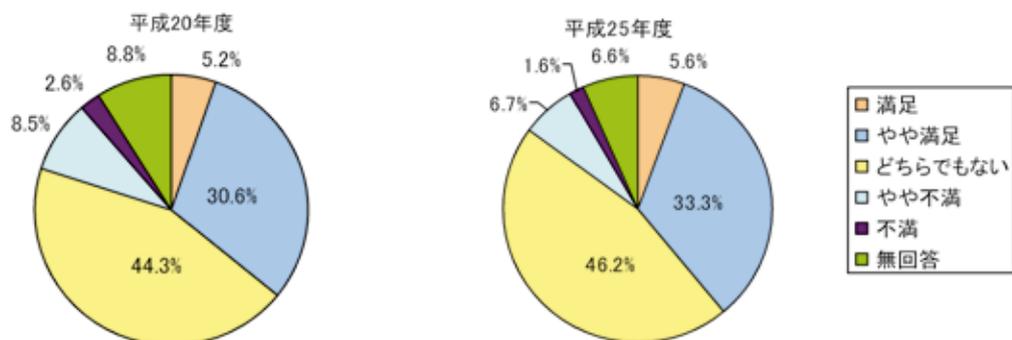
森林資源の状況

岡崎市は平成18年の旧額田町との合併で森林面積、広葉樹林等天然林面積が大幅に増えました。しかしながら、その後、減少傾向にあります。

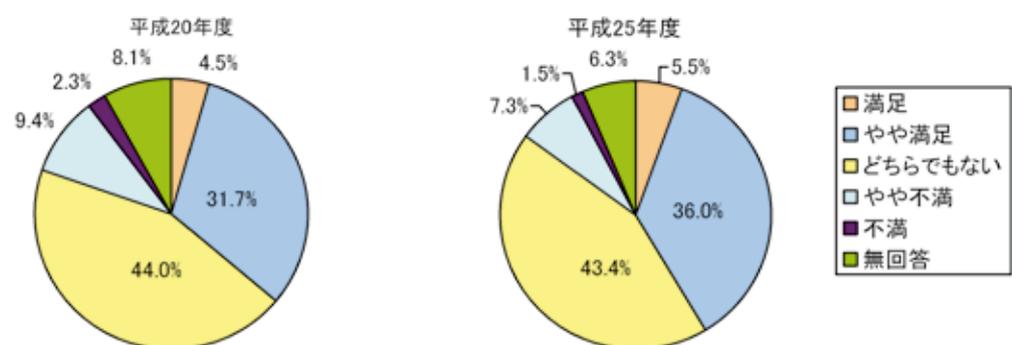


## 市民意識調査

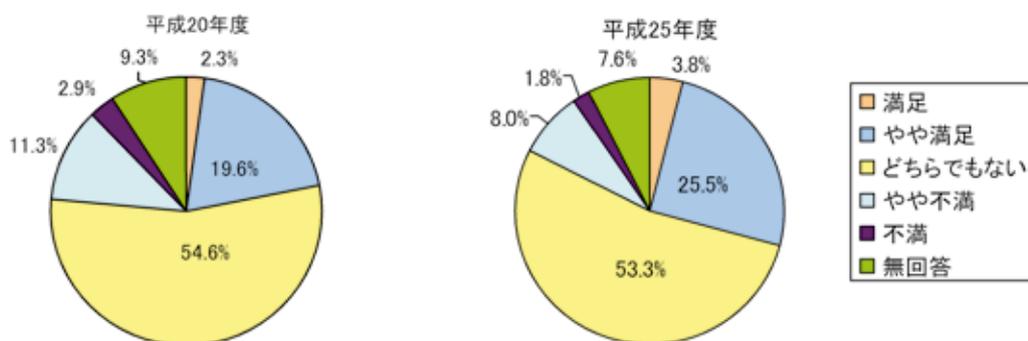
## 自然環境の保全と活用



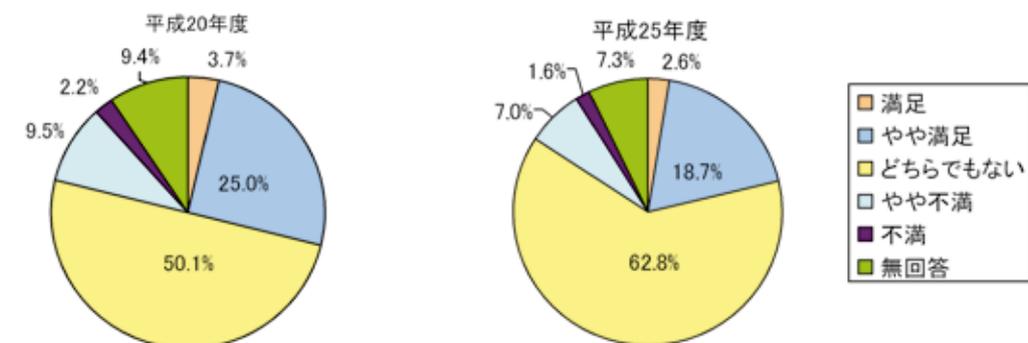
## 良好な生活環境の確保



## 地球環境の保全



## 環境行動の実践

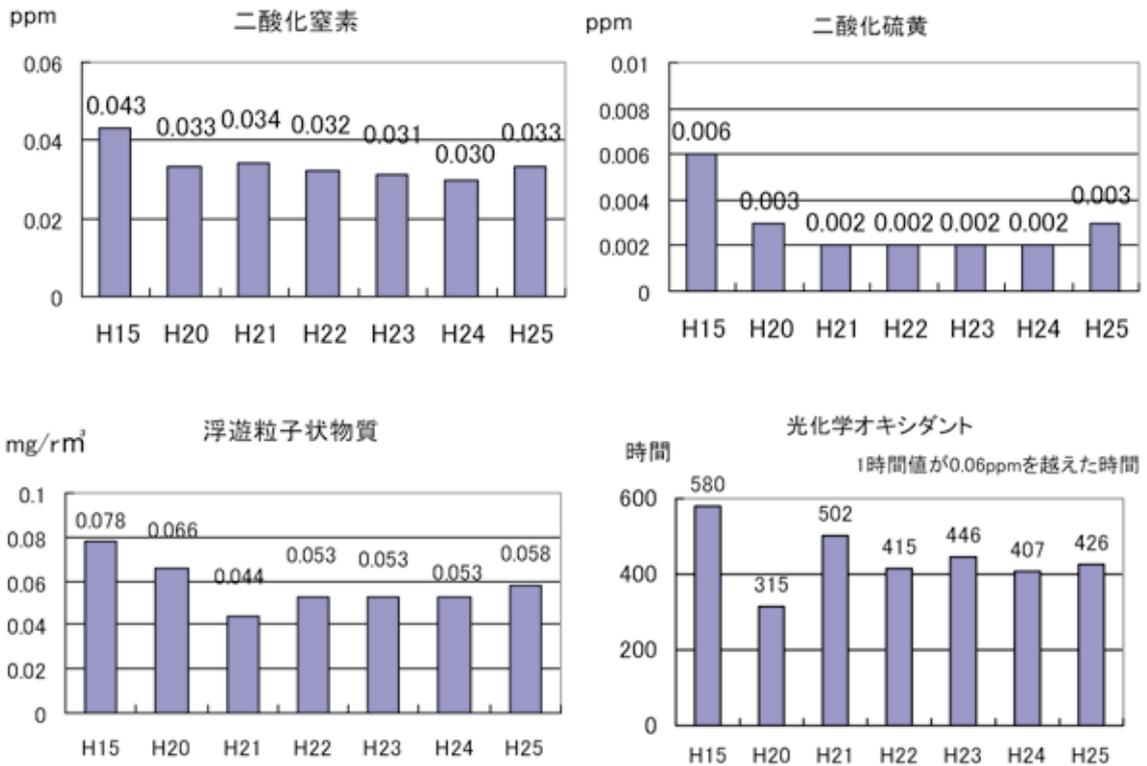


参照：岡崎市市民意識調査より抜粋

大気汚染（一般環境測定局）

大気汚染常時観測所として羽根町で常時観測をしています。

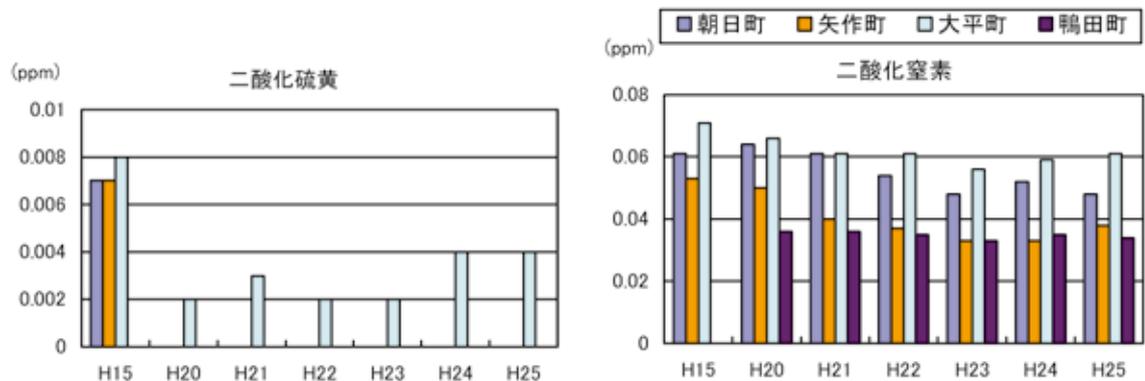
平成 25 年度は、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては環境基準を達成しませんでした。

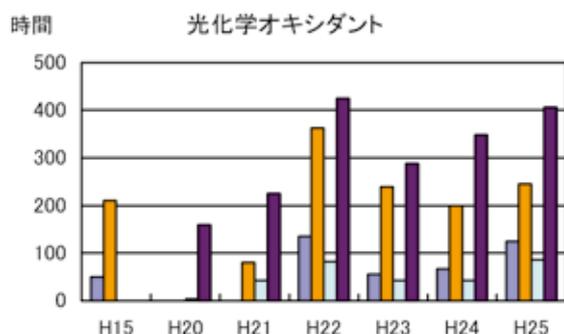
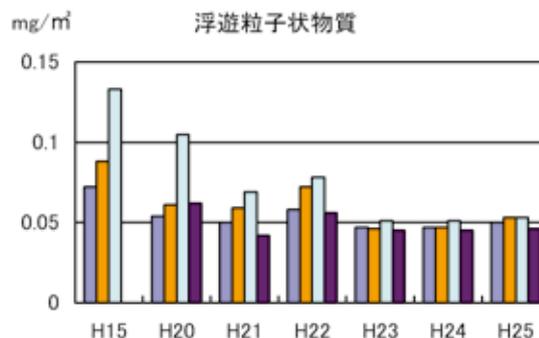
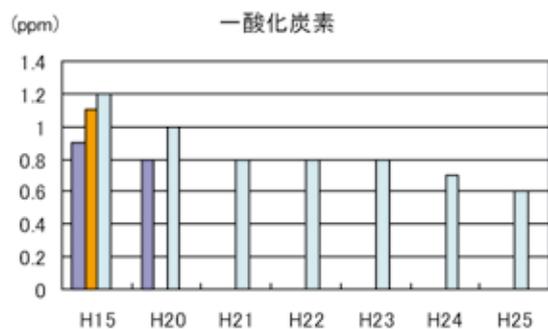


大気汚染（自動車排ガス測定局）

自動車排ガス調査のため、朝日町（岡崎市朝日大気測定局）、矢作町（岡崎市矢作大気測定局）、大平町（岡崎市大平大気測定局）、鴨田町（岡崎市鴨田大気測定局）において、常時監視を実施しています。

二酸化硫黄、一酸化炭素は、全ての地点で環境基準を達成していますが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントは環境基準を達成しない地点や年があります。

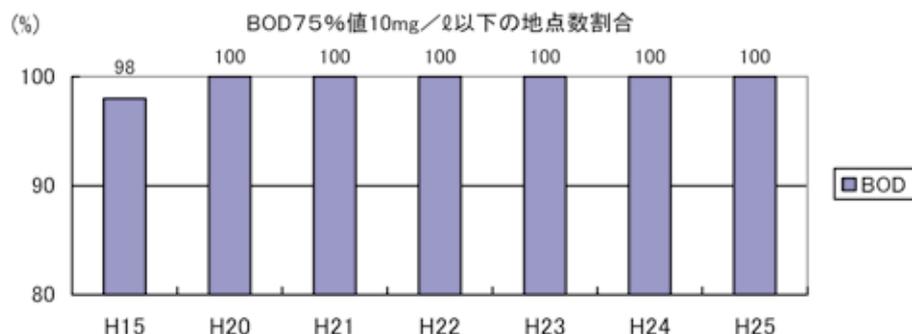




## 水質

市内31河川41地点において、定期的に水質調査を実施しています。平成25年度は全ての地点で有機汚濁の代表的な指標であるBODについて、BOD75%値が10mg/ℓ以下を達成しました。

6河川について水域類型が指定されており、生活環境の保全に関する環境基準が適用されますが、平成25年度は、BODについて全ての地点で達成しました。



類型指定されている河川のBOD75%値 (mg/ℓ)

河川名	類型	基準値	平成23年度	適否	平成24年度	適否	平成25年度	適否
乙川 (岡崎市上水道取入口)	A 類型	2 以下	0.9	○	0.9	○	0.7	○
乙川 (占部用水取入口)	B 類型	3 以下	1.5	○	1.7	○	1.2	○
男川 (学校橋)	A 類型	2 以下	0.6	○	0.6	○	0.6	○
矢作川 (美矢井橋)	B 類型	3 以下	<0.5	○	0.9	○	0.6	○
巴川 (細川頭首工)	A 類型	2 以下	0.6	○	0.9	○	0.6	○
鹿乗川 (東鹿乗川橋)	C 類型	5 以下	2.3	○	3.1	○	2.7	○
雨山川及び乙女川下流(ツノジ橋)	A 類型	2 以下	0.5	○	0.6	○	0.5	○

## ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査は大気環境 3 箇所、河川水質及び底質 4 箇所で行っています。全ての地点で環境基準を達成しています。

【大気環境ダイオキシン類】 (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査年度	大平町	美合町	宇頭南町	岡町	定国町	基準値
平成 23 年度	0.013	0.012	0.019	—	—	0.6
平成 24 年度	0.015	0.014	—	0.013	—	
平成 25 年度	0.018	0.024	—	—	0.032	

## 【河川水質ダイオキシン類】 (pg-TEQ/l)

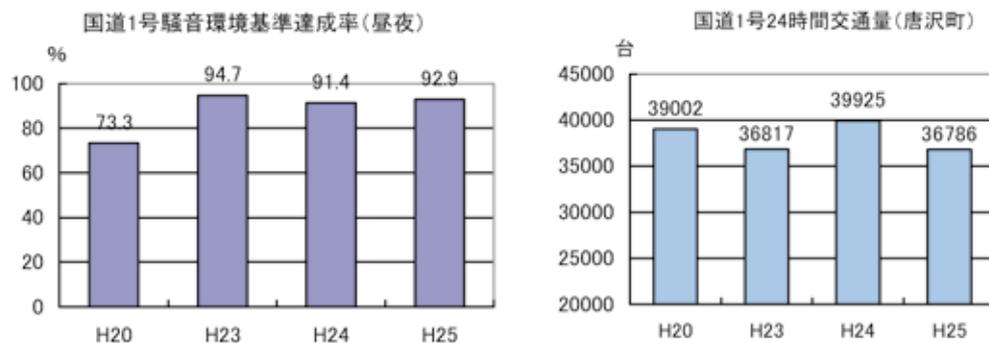
調査年度	乙川		男川	巴川	基準値
	上水道取水口	占部用水取水口	学校橋	細川頭首工	
平成 23 年度	0.30	0.27	0.13	0.30	1
平成 24 年度	0.19	0.14	0.073	0.21	
平成 25 年度	0.23	0.10	0.13	0.099	

## 【河川底質ダイオキシン類】 (pg-TEQ/g)

調査年度	乙川		男川	巴川	基準値
	上水道取水口	占部用水取水口	学校橋	細川頭首工	
平成 23 年度	0.21	0.61	0.29	0.075	150
平成 24 年度	0.23	0.27	0.30	0.068	
平成 25 年度	0.85	0.16	0.41	0.20	

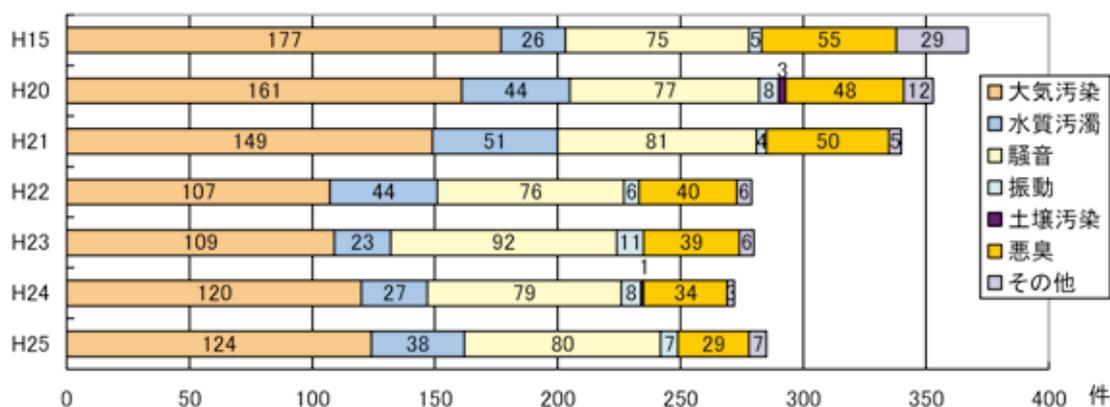
## 国道 1 号騒音

国道 1 号は、幹線道路として国の経済社会活動を支える重要な役割を担う一方、膨大な交通量のため、沿線地域の環境に大きな影響を与えています。近年では国道 1 号岡崎環境整備事業で環境基準に達する地域が増えてきましたが、まだ、達成できない地域もあります。



公害苦情

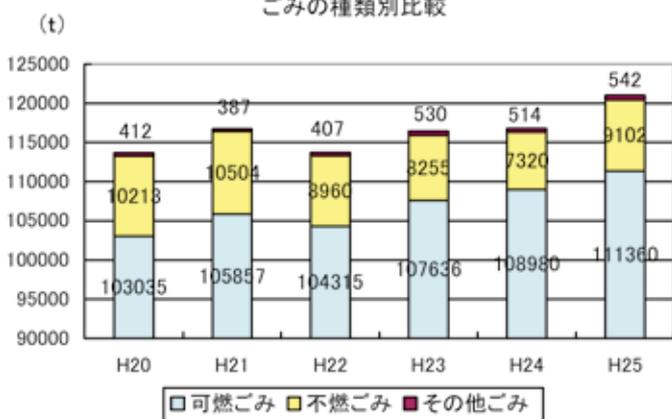
公害の種類別苦情処理件数の推移



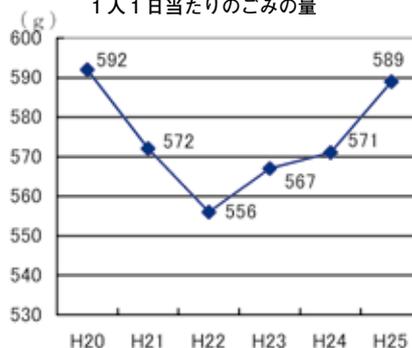
ごみ収集・搬入量の推移

本市では、増え続けるごみを減らすために、家庭系ごみの減量施策として、3分別（紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装）、空き缶、空きびんの分別収集を行っています。また、新聞などの古紙類、古着などを資源ごみとして回収しています。

ごみの種類別比較



1人1日当たりのごみの量

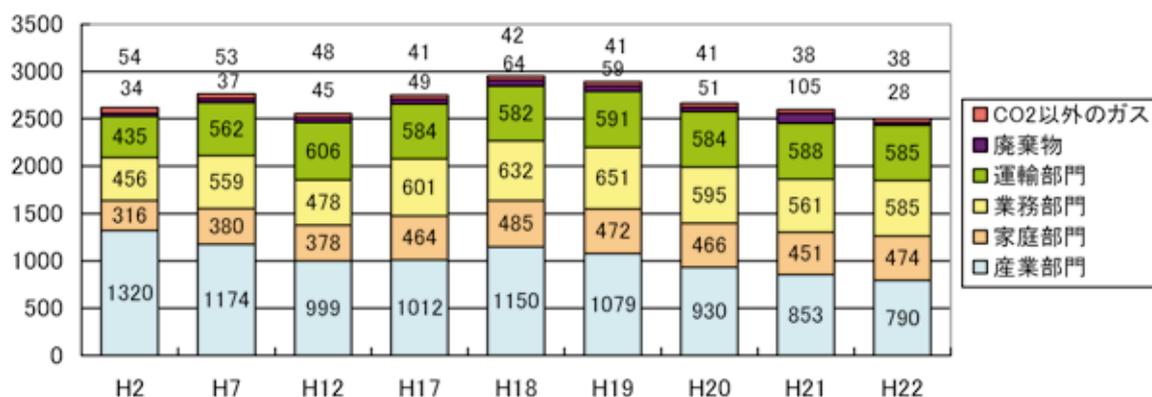


市域の温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガスの排出量は、1990年度と比較し、産業部門では減少していますが、家庭部門、業務部門、運輸部門では大幅に増加しています。

千t-CO2

岡崎市の温室効果ガス排出量



## 資料2 岡崎市環境基本条例

平成17年12月21日

条例第139号

## 目次

前文

第1章 総則(第1条～第8条)

第2章 施策の方針等(第9条～第12条)

第3章 参画と協働のための施策(第13条～第16条)

第4章 施策の推進(第17条～第22条)

第5章 岡崎市環境審議会(第23条～第28条)

附則

私たちのまちは、愛知県のほぼ中央、美しい山並みの広がる三河高原と肥沃な岡崎平野が接する位置にあり、緑多き森林とこれから流れ出る矢作川、乙川、男川などの清流のある豊かな自然環境に恵まれている。また、古くから交通の要衝、東海道屈指の宿場町として発達し、中心地を流れる乙川と徳川家康公生誕の岡崎城を望む風景に代表されるように、悠久の歴史と伝統を今に伝えるとともに、産業、文化、学術など多様な機能を備えた西三河の拠点的都市として発展を続けている。

しかしながら、こうした都市の発展を支えてきた社会経済活動は、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらす一方で、身近な環境への影響はいうまでもなく、地球温暖化など地球的規模の問題へと拡大し、人類を含む全ての生物の存続基盤に深刻な影響を及ぼし始めている。

もとより、私たちは誰もが、環境への負荷が少なく、持続的な発展が可能な社会の下で健康で安全、安心かつ文化的な生活を営む権利を有しているだけでなく、こうした環境を守り、育み、さらに将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

このような認識の下、今こそ私たちは、積極的にこれらの役割を自覚し、協働して、かけがえない地域の自然環境と地域の特性を生かした社会経済活動との調和を図りながら、これまで以上に環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策及び活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害等 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の

汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭その他の環境の保全上の支障によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全、安心かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人の生活が大気、水、土壌その他の環境の構成要素の恩恵の上に成り立っていることに鑑み、その適正な保全を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市がその役割を分担し、相互の協力の下に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、住みよい生活環境を築くため、日常生活において自らの行動が良好な環境を損なうことがないように互いに配慮しなければならない。

- 2 市民は、製品等が廃棄物等となることを抑制するとともに、循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に関する活動(以下「環境活動」という。)に自ら積極的に取り組むように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を損なうことがないように、自らの責任と負担において、これに伴って生ずる公害等を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、原材料、製品等が廃棄物等となることを抑制するとともに、原材料、製品等が循環資源となった場合には、これらについて自ら適正に循環的な利用を行い、又はこれらについて適正に循環的な利用が行われるようにするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、前項の措置を講じても発生する廃棄物等については、自らの責任において適正な処分を行い、又は適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動において、環境活動に自ら積極的に取り組むように努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策(以下「環境施策」

という。)を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、自ら事業活動を実施するに当たっては、環境活動に積極的に取り組むように努めなければならない。
- 3 市は、広域的な取り組みを必要とする環境施策及び環境活動を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と相互に連携して行うように努めなければならない。

(各主体の協働)

第7条 市民、事業者及び市は、それぞれの責務を果たすとともに、互いの立場を尊重し、公平かつ対等な立場で協働して環境施策及び環境活動を推進しなければならない。

(滞在者の責務)

第8条 市内に滞在する者(市内を通過する者を含む。以下同じ。)は、その滞りに伴う活動が良好な環境を損なうことがないように配慮しなければならない。

- 2 市内に滞在する者は、良好な環境の保全及び創造の推進のため、積極的に環境施策及び環境活動に協力しなければならない。

## 第2章 施策の方針等

(施策の策定等に係る基本方針)

第9条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が達成されるように努めるものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように公害等を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源の保全をするとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。
- (3) 潤いと安らぎのある環境を目指し、緑化の推進、水辺地の整備、良好な景観の確保、安全で安心できる住環境の向上、歴史的文化遺産の保全等が図られること。
- (4) 廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正な処理、資源の循環的な利用並びに環境への負荷の少ないエネルギーの有効利用が推進されること。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造についての目標、環境施策及び環境活動の方向その他必要な事項について定めなければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を聴取し、これを環境基本計画に反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、第23条に規定する岡崎市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第11条 市は、自らの施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めなければならない。

(年次報告書の作成等)

第12条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境施策及び環境活動並びに環境の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 参画と協働のための施策

(情報の収集及び提供)

第13条 市は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、個人、法人等の権利利益の保護に配慮しつつ、第15条に規定する市民等が行う自発的な環境活動並びに第16条に規定する環境教育及び環境学習に必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第14条 市は、環境施策に市民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民等が自発的に行う環境活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第16条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、市民等による自発的な環境活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境教育及び環境学習が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

### 第4章 施策の推進

(水源の涵養機能及び水の浄化機能のための森林の保全)

第17条 市は、健全な水循環を回復し、及び維持するためには、森林の持つ水源の涵養機能及び水の浄化機能が重要であるとの認識のもと、水源の涵養機能及び水の浄化機能を高めるように森林の保全に関し必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮の促進)

第18条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、環境への影響について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(歴史的文化遺産を活用したまち並みの形成等)

第19条 市は、潤いと安らぎのある環境を確保するため、歴史的文化遺産の発掘、保存及び活用を通じて個性あふれるまち並みを形成するとともに、自然環境と調和のとれた魅力ある風景の保全に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第20条 市は、地域の社会経済活動による環境への負荷の積み重ねが、地球全体に影響を及ぼす問題の要因にもつながることを踏まえ、地球環境保全に関する施策を実施するに当たっては、国際機関、国又は他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(調査、監視及び測定体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、適正に環境施策を推進するために、必要な調査、監視及び測定体制の整備に努めるものとする。

(環境への負荷を低減させる措置等)

第22条 市は、環境への負荷を低減させるため、施設の整備その他の措置が市民等により講じられることが必要であると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要であると認めるときは、市民等に適正な負担を求めることにより、自ら環境への負荷の低減に努めることを促す措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に関する施策の円滑な推進を図るため、必要な財源の確保に努めるものとする。

## 第5章 岡崎市環境審議会

(設置)

第23条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、岡崎市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
- (2) 環境基本計画に関する事項
- (3) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項

(組織)

第25条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募した市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第28条 会長は、必要に応じて、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、審議会に部会を設置することができる。

2 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例(平成6年岡崎市条例第10号)

(2) 岡崎市環境審議会条例(平成6年岡崎市条例第25号)

(岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例等の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例第4条第1項及び岡崎市環境審議会条例第4条第1項の規定により任命された委員である者は、第25条の規定にかかわらず、第26条第1項の規定により任命された委員とみなす。

4 前項の委員の任期は、第26条第2項本文の規定にかかわらず、平成18年11月30日までとする。

5 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の岡崎市環境審議会条例第5条第1項の規定により置かれた会長である者は、第27条第1項の規定により置かれた会長とみなす。

(岡崎市環境基本計画に係る経過措置)

6 この条例の施行の際現に策定されている岡崎市環境基本計画は、第10条第1項の規定により策定された環境基本計画とみなす。

附 則 (平成24年3月28日条例第22号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例(以下「新条例」という。)の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2章(第3節、第7節及び第8節の規定を除く。)及び第3章並びに附則第4条、第5条、第9条、第12条(第25条の改正規定を除く。)、第13条及び第14条の規定 平成24年7月1日

(2) 附則第12条の規定(第25条の改正規定に限る。) 平成24年12月1日

資料3 改定までの足跡

環境まちづくり市民会議

	開催日	会議	議題（※注1）
平成25年度	平成25年4月6日	第1回役員会	環境基本計画改定について
	平成25年5月11日	総会	環境基本計画改定について
	平成25年9月7日	第5回役員会	プロジェクトの進捗状況まとめ
	平成25年9月13日	第6回自然部会	プロジェクトの進捗状況まとめ
	平成25年9月18日	第6回ライフスタイル部会	プロジェクトの進捗状況まとめ
	平成25年10月1日	第7回交通部会	プロジェクトの進捗状況まとめ
	平成25年10月5日	第6回役員会	プロジェクトの進捗状況まとめ
	平成25年10月11日	第7回自然部会	プロジェクトの進捗状況まとめ
	平成25年10月15日	第7回ライフスタイル部会	プロジェクトの進捗状況まとめ
	平成25年11月2日	第7回役員会	プロジェクトの評価
	平成25年11月5日	第8回交通部会	プロジェクトの評価
	平成25年11月8日	第8回自然部会	プロジェクトの評価
	平成25年11月19日	第8回ライフスタイル部会	プロジェクトの評価
	平成25年12月3日	第9回交通部会	プロジェクトの評価
	平成25年12月7日	第8回役員会	プロジェクトの評価
	平成25年12月13日	第9回自然部会	プロジェクトの評価
	平成25年12月17日	第9回ライフスタイル部会	プロジェクトの評価
	平成26年1月7日	第10回交通部会	プロジェクトの評価
	平成26年1月11日	第9回役員会	プロジェクトの評価
	平成26年1月15日	第10回ライフスタイル部会	プロジェクトの評価
	平成26年1月17日	第10回自然部会	プロジェクトの評価
	平成26年2月1日	第10回役員会	プロジェクトの方向性
	平成26年2月4日	第11回交通部会	プロジェクトの方向性
	平成26年2月7日	第11回自然部会	プロジェクトの方向性
	平成26年2月18日	第11回ライフスタイル部会	プロジェクトの方向性
平成26年3月1日	第11回役員会	プロジェクトの評価・方向性	
平成26年3月4日	第12回交通部会	プロジェクトの評価・方向性	
平成26年3月7日	第12回自然部会	プロジェクトの評価・方向性	
平成26年3月18日	第12回ライフスタイル部会	プロジェクトの評価・方向性	
平成26年度	平成26年4月4日	第1回役員会	プロジェクトの方向性・内容改定の考え方
	平成26年4月7日	第1回交通部会	プロジェクトの方向性・内容改定の考え方
	平成26年4月10日	第1回自然部会	プロジェクトの方向性・内容改定の考え方
	平成26年4月28日	第1回ライフスタイル	プロジェクトの方向性・内容改定の考え方
	平成26年5月2日	第2回役員会	プロジェクトの活動内容
	平成26年5月8日	第2回自然部会	プロジェクトの活動内容

	開催日	会議	議題（※注1）
平成 26 年 度	平成 26 年 5 月 12 日	第 2 回交通部会	プロジェクトの活動内容
	平成 26 年 5 月 19 日	第 2 回ライフスタイル部会	プロジェクトの活動内容
	平成 26 年 5 月 23 日	総会	環境基本計画改定進捗状況報告
	平成 26 年 6 月 2 日	第 3 回交通部会	プロジェクトの活動内容
	平成 26 年 6 月 6 日	第 3 回役員会	プロジェクトの活動内容
	平成 26 年 6 月 12 日	第 3 回自然部会	プロジェクトの活動内容
	平成 26 年 6 月 18 日	第 3 回ライフスタイル部会	プロジェクトの活動内容
	平成 26 年 7 月 4 日	第 4 回役員会	プロジェクトの活動内容
	平成 26 年 7 月 7 日	第 4 回交通部会	プロジェクトの活動内容
	平成 26 年 7 月 17 日	第 4 回自然部会	プロジェクトの活動内容
	平成 26 年 7 月 22 日	第 4 回ライフスタイル部会	プロジェクトの活動内容
	平成 26 年 8 月 4 日	第 5 回交通部会	プロジェクトの活動内容
	平成 26 年 8 月 18 日	第 5 回ライフスタイル部会	プロジェクトの活動内容
	平成 26 年 9 月 1 日	第 6 回交通部会	新プロジェクトの精査
	平成 26 年 9 月 5 日	第 5 回役員会	新プロジェクトの精査
	平成 26 年 9 月 11 日	第 6 回自然部会	新プロジェクトの精査
	平成 26 年 9 月 16 日	第 6 回ライフスタイル部会	新プロジェクトの精査
平成 26 年 10 月 3 日	第 6 回役員会	新プロジェクトの精査	

※注1 議題については環境基本計画の改定に関する事項（事務局からの報告含む）のみを記載

#### 環境審議会

開催日	内容
平成 26 年 10 月 24 日	環境基本計画改定の諮問
平成 27 年 1 月 23 日	環境基本計画改定の答申

#### パブリックコメントの実施

平成 26 年 12 月 9 日～平成 27 年 1 月 9 日

## 資料4 環境審議会委員名簿

(平成27年3月31日現在)

No.	役職	部会(役職)	氏名	職名
1	会長	自然環境	中垣 洋一	岡崎女子短期大学 名誉教授
2	委員	自然環境	大平 仁夫	自然科学研究機構 名誉技官
3	委員	自然環境	織田 重己	岡崎野鳥の会
4	委員	自然環境	河江 喜久代	愛知植物の会
5	委員	自然環境	永井 貞	愛知県地域環境保全委員
6	委員	自然環境	片山 幸士	人間環境大学 副学長
7	委員	自然環境	磯谷 宏子	一般公募
8	委員	自然環境	山根 到	一般公募
1	職務代理	生活環境	丸山 泰男	元愛知県環境部技監
2	委員	生活環境	大島 康司	岡崎市総代会連絡協議会 副会長
3	委員	生活環境	佐谷 智	岡崎市商業団体連合会 副会長
4	委員	生活環境	長谷川 えり子	愛知学泉短期大学 教授
5	委員	生活環境	鈴木 艶子	J A あいち三河女性部東部支部 副支部長
6	委員	生活環境	齊藤 眞澄	岡崎商工会議所 専務理事
7	委員	生活環境	澤田 文夫	一般公募
8	委員	生活環境	安達 重美	一般公募

## 資料5 岡崎市環境まちづくり市民会議

(目的) 岡崎市環境基本計画に基づき、市民・事業者・岡崎市が協働して、プロジェクト等を推進することにより、環境共生都市の実現に寄与する。

- (事業) 岡崎市環境基本計画のプロジェクトに関すること
- ・環境に関する情報提供及び普及啓発に関すること
  - ・環境教育・学習の支援を通じた地域づくりに関すること
  - ・関係団体・機関との協力・協働・調整に関すること
  - ・その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員) 本会は、目的に賛同して会員になる市民、事業者及び岡崎市をもって構成する。

(組織)



## 資料6 環境等用語集

## =ア行=

## ISO14001

国際標準化機構（ISO）が、1996年に発効した環境マネジメントシステム（別項）に関する国際的な規格。事業者がそれぞれの活動の中で環境問題とのかかわりを考え、環境負荷低減に向け、事業行動の改善を継続的に実施するシステムを自ら構築し、そのシステムの構築と運用を公正な第三者（審査登録機関）が評価を行う。

## 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。一般廃棄物は各市町村が収集・運搬し、処分することとされている。

## エコドライブ

アイドリングストップ、経済速度で走る、無駄な空ぶかしをやめるなど「環境に配慮した自動車の使用」をする取り組み。

## 岡崎版エコポイント

家庭において、地球温暖化防止活動をした場合に本人からの申込みを受け、エコポイントを認定し、認定ポイントを使用して、本人の希望する景品抽選に参加できることで、市民の取り組み意欲を向上させることを目的とした岡崎市独自の制度。平成24年度に開始。

## 温室効果ガス

大気中に存在するガスのうち、太陽からの熱を地球に封じ込める働きをするもの。地球温暖化対策の推進に関する法律では、人為的な排出による温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のほか、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6種を定めている。

## =カ行=

## 合併処理浄化槽

し尿と、台所や風呂から出る雑排水を併せて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。

## 環境基準

環境基本法により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準。

## 環境家計簿

ライフスタイルの見直しを目指して、日々の生活において、環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや資源の消費量、廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿等がその例。

## 環境基本法

平成5年11月19日に公布、施行。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境保全に係る責務を明らかにしている。

## 環境マネジメント

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境管理。このための工場・事業所内の体制・手続きを環境管理

システムという。環境監査は、こうした環境保全に向けた取り組みの実施状況について、客観的な立場から評価・検証することをいう。平成8年に、ISO（国際標準化機構）において、環境マネジメントシステムと環境監査に関する国際規格が発行された。

### 環境倫理

1989年9月の「地球環境保全に関する東京会議」において「持続可能な開発」を実現するための考え方として重要なキーワードとして提言された。「『持続可能な将来』を設計するため、発展途上国の人々にその基礎的ニーズを充足できるようにし、生活様式を含む先進国の社会経済活動を改めることにより種々の社会経済活動を統合した行動がとられるような『環境倫理』が全ての国によって確約されることが必要」というものである。

### 環境保全に関する協定

地方自治体又は地域住民団体とその地域内に立地し、又は立地しようとする企業との間において、環境保全を目的として締結する協定。

### グリーン購入

自治体、企業、団体が自ら購入する商品、サービスを、品質や価格だけでなく環境への影響の少ないものを選択することによって、市場のグリーン化（環境への影響が少ない）を達成しようとする活動。

### グリーンコンシューマー

環境を大切に商品やサービスを選択する消費者。あらゆる買い物について少しでも環境への影響の少ないものを選ぶことで、エコロジータな生活を実現していくとともに、「商品の選択」という消費者の力でメーカーや流通業などの環境への取り組みを促し、社会全体のエコロジータ化をすすめることを目的としている。

### 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い紫外線により、光化学反応を起こして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の刺激性を有する物質の総称。

### コージェネレーション

熱電供給システムとも呼ばれ、燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その排熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房に使用するシステム。ビルの所有者などが冷暖房の熱源を得ると同時に電力を発生させることを目的とする場合と、電力会社が電力を発生すると同時に排熱を利用することを目的とする場合がある。

### =サ行=

### 再生可能エネルギー固定価格買取制度

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付けるもの。電気事業者が買取りに要した費用は、使用電力に比例した再エネ賦課金によってまかなうこととしており、電気料金の一部として、国民の負担となっている。

### 産業廃棄物

工場、事業場における事業活動に伴って生じる燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物と区別される。産業廃棄物は、事業者自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する責務がある。

### 次世代自動車

ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車などの環境性能が高く、二酸化炭素の排出量が極めて少ない自動車をいう。

### 持続可能な開発

持続可能な開発（Sustainable Development）とは「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求をも満足させるような開発」のことをいう。この概念を定義し、具体的な行動を訴えたのが「開発と環境に関する世界委員会」（WCED/委員長：ブルントラント・ノルウェー首相）の報告書である（1987）。環境は経済社会の発展の基盤であり、環境を損なうことなく開発することが持続的な発展につながるとの認識が国際社会に定着し

つつある。

### 市民農園

農家など農地所有者が都市の住民等農業者以外の人々にレクリエーション等の目的で野菜や花を栽培する場として提供する農園のこと。

### 3R（スリーアール）

廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の、資源循環において重要な取組である3つのRを指す用語。廃棄物の発生抑制は、製品を長く使うこと、過剰包装をやめることなどにより、廃棄物の発生を減らすこと。再使用は、使い終わったものを捨てるのではなく、繰り返し使うこと。再生利用は、使用済みになった製品や製造に伴い発生した副産物を原材料として利用すること。

### 生態系ネットワーク

保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワークのこと。

### 生物多様性

生物の多様性とは、生物が遺伝子レベル、種レベル、及び生物の相互関係の複合体としての生態系レベルで変異性を保ちながら存在していることである。こうした生物の多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素であり、遺伝、科学、社会、経済、教育、文化、芸術、レクリエーション等さまざまな観点からその評価が認識されている。

## ＝タ行＝

### 地産地消

「地元生産－地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費するという意味で使われる。これによって、地域での循環型社会の構築を促し、また、地域の農林水産業の活性化と食の安全性の確保も目指している。

### 低炭素社会

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出が少ない社会のこと。温室効果ガスの大部分を占めるCO<sub>2</sub>の排出を抑えることは世界的な課題となっており、省エネルギーの徹底や、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が求められている。CO<sub>2</sub>の排出量と吸収量が均衡している状態をカーボンニュートラルといい、低炭素社会の主要なテーマとなっている。

### 特定外来生物

外来生物（移入種）のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、平成16年（2004年）の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって指定された生物。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。特定外来生物は、飼養、栽培、保管、運搬、輸入などといった取扱いを規制し、防除なども行うこととしている。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものとして政令で定められる。

## ＝ナ行＝

### 名古屋議定書

平成22年（2010年）に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された、遺伝資源の採取・利用と、利益の公正な配分に関する取り決め。利益を利用国と原産国で公正かつ衡平に配分することや、遺伝資源だけでなく遺伝資源に関連した先住民の伝統的知識も利益配分の対象となること、ワクチンの開発に不可欠なウイルスなどの病原体については先進国が率先利用することなどが定められている。過去に遡っての適用や、遺伝資源を加工した派生物への利益配分は内容から外された。

**燃料電池**

水素と酸素の反応によって電気を得る装置のこと。外部から水素と酸素を供給することによって電力を得ることができる。ただし、一般の電池のように電気を蓄えることはできない。従来の化石燃料エネルギーに代わる次世代のエネルギーとして、大きな期待が寄せられている。

＝ハ行＝

**BOD（生物化学的酸素要求量）**

水の有機汚染指標の一つ。バクテリアが一定時間内に水中有機物を酸化し、分解させて浄化するのに消費される酸素の量を表した数値。必要酸素量が多いということは、水中の有機物が多いことを意味し、汚染度が高いといえる。

**バイオマス**

動植物を由来とする物質。木材や農作物、畜産物を収穫したり加工したりする際に出る間伐材やおがくず、糞尿、菜種油、残りかす、建築廃材などの生物系廃棄物を原料としてエネルギーを生み出すことができる。

化石燃料に由来しないため、大気中の二酸化炭素を増大させないことになり、地球温暖化防止策の一つとなると同時に、農林業の活性化や廃棄物問題の解決策となり得ることなどの特徴を持っている。

**PM2.5（微小粒子状物質）**

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}=1/1,000\text{mm}$ ）の粒子を50%の割合で分離できる分流装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子のこと。

**BDF（Bio Diesel Fuel:バイオディーゼル燃料）**

食用として使用済みの植物油、動物油を精製して作るディーゼル燃料。軽油を用いる通常のエンジンに改造なしで流用可能。排気ガス中に $\text{SOx}$ が発生せず、二酸化炭素も黒鉛も軽油より少ないことに加え、植物起源の原料（＝バイオマス）であることから、カーボンニュートラルとみなせ、地球温暖化対策としても注目を集める。

**風致地区**

都市計画の中の地域の一つ。都市の風致を維持するためにつくられる地区である。風致地区といった場合、自然の景勝地、公園、寺社苑、水辺、公園憩楽地、歴史的な土地、樹林地、眺望地、昔からの別荘などが該当する。

**フード・マイルージ**

食糧（＝food）の輸送距離（＝mileage）という意味。輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもので、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送に係る燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フード・マイルージの高い国ほど、食糧消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる。

**プロジェクト**

「課題」を解決するための具体策。この計画では、市民、市民団体、事業者の取り組みや活動、行政の施策や事業、さらにこれらのパートナーシップで行う取り組みを指す。

**分散型エネルギー**

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し、各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作り、その地域内で使っていくとするシステムのこと。

**HEMS（Home Energy Management System）**

IT（情報技術）を活用して、住宅の設備や機器を一元的かつ自動的に管理するシステム。住宅のエネルギー管理や省エネを目的で行う。

＝ラ行＝

**ライフスタイル**

生活様式。現在は資源とエネルギーを浪費するライフスタイルであるとされている。環境問題の解決や持続

可能な社会づくりのためには、経済システムとライフスタイルの根本的な変革が必要だとの認識が国際的になされている。

=ワ行=

### ワークショップ

もともとの意味は手作業で協力しあってものを生産する工房。意味が転じて、多様な経験や価値観を持つ個々人が、知識や経験の有無に関係なく、対等な人間関係のもとに、創造的な雰囲気により生産的な合意形成を図る方式をいう。



ここはあなたの  
席です!

平成27年3月発行

発行／岡崎市  
企画編集／岡崎市環境まちづくり市民会議  
岡崎市環境部環境総務課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地  
TEL:0564-23-6685 FAX:0564-23-6536

URL <http://www.city.okazaki.lg.jp>

E-mail [kankyosomu@city.okazaki.lg.jp](mailto:kankyosomu@city.okazaki.lg.jp)

古紙パルプ配合紙を使用しています。